

## 平成22年第4回

### 遠軽町議会定例会会議録（第2号）

平成22年9月22日（水）午前9時58分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第3 4 一般質問

---

#### ◎出席議員（18名）

議 長	1 8 番	前 田 篤 秀 君	1 7 番	浅 水 輝 彦 君
	1 番	石 田 通 行 君	2 番	今 村 則 康 君
	3 番	清 野 嘉 之 君	4 番	林 照 雄 君
	5 番	黒 坂 貴 行 君	6 番	松 田 良 一 君
	7 番	岩 上 孝 義 君	8 番	山 田 和 夫 君
	9 番	岩 澤 武 征 君	1 0 番	杉 本 信 一 君
	1 1 番	山 谷 敬 二 君	1 2 番	高 橋 眞 千 子 君
	1 3 番	荒 井 範 明 君	1 4 番	阿 部 君 枝 君
	1 5 番	奥 田 稔 君	1 6 番	高 橋 義 詔 君

---

#### ◎欠席議員（0名）

---

#### ◎列席者

町 長	佐々木 修一 君	教 育 委 員 会 長	富 永 史 朗 君
代表監査委員	秋 保 利 勝 君	農 業 委 員 会 会 長	石 丸 政 雄 君

---

#### ◎説明員

副 町 長	広 井 澄 夫 君	総 務 部 長	高 橋 義 久 君
民 生 部 長	磯 貝 勝 幸 君	経 済 部 長	高 嶋 朝 雄 君
経 済 部 技 監	松 井 雅 弘 君	総 務 部 参 与	佐 藤 優 君
滞 納 対 策 室 長	藤 江 敏 博 君	総 務 課 長	寒 河 江 陽 一 君

《平成22年9月22日》

情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	岡村宏君
住民生活課長	渡辺喜代則君	税務課長	鈴木光男君
保育課長	安江陽一郎君	農政林務課長	村本秀敏君
商工観光課長	大河原忠宏君	建設課長	中川原英明君
建設課参事	山本善宏君	会計管理者	松本妙子君
水道課参事	岸野博美君	生田原総合支所長	石川弘美君
丸瀬布総合支所長	工藤敏広君	白滝総合支所長	池田博利君
教育長	河原英男君	教育部長	橋本健一君
総務課長	松橋行雄君	社会教育課長	中村哲男君
社会体育課長	工藤重雄君	図書館長	佐川哲史君
総務課参事	藤本陽一君	監査委員事務局長	吉田博之君
農業委員会事務局長	森田英俊君	選挙管理委員会事務局長	吉田博之君

◎議会議務局職員出席者

事務局長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事務局主幹	伊藤雅彦君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員に、会議規則第118条の規定により、清野議員、荒井議員を指名いたします。

---

◎日程第31 一般質問

○議長（前田篤秀君） 日程第31 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、1問1答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、荒井議員。

○13番（荒井範明君） ー登壇ー

私のほうから3点にわたって質問させていただきます。

まず最初は、中心市街地の再生のためにということで質問をいたします。

遠軽の中心市街地を見ますと、空き店舗のシャッターと空き地の多さが嫌でも目につきます。個店や商店街の魅力の低下により経済活動が危機に瀕しております。空き店舗の増加によりまして生活利便性の低下、景観や防犯等、公共の場としての機能が著しく低下しております。私は、果たして遠軽町民が中心市街地に商店街を本当に必要とされているのかという疑問さえ抱きかねません。

例えば、8月にも町の事業が行われましたけれども、婦人がんのバスツアーの検診ですけども、そのときに検診者の増加をねらったことだと思いますけれども、よその町のショッピングセンターで買い物を楽しみましょうという募集の仕方しております。私はもう少しマス考えるべきだと思います。マスというのはスペルでm a s sですね、マスコミとか、マスゲームのマスです。遠軽町という塊で考えるべきだと思うのです。ツアーリングのことを考えますと、果たして町民が遠軽町が本当に中心市街地に商店街必要だというところを持っているかどうか、はなはだ疑問に思います。

これまでも幾つかの再生計画、あるいは再開発計画が議論されてきましたけれども、計画はできても真に有効な対策が立てられないまま今日に至っております。私も議員である前に一商業者として反省をしているところでございます。

いま一度、過去の誤りを教訓として、中心市街地再生のために、解して、議して、決して、そして実行すべきです。体制がかわったわけですから、中心市街地再生のために、小

さくても成功事例を重ねるべきなのです。それで何年かたつと、理事者もかわつたと、町もかわってきているなど、そういうイメージを植えつけたいというふうに思いまして、今回の質問をしております。

昨年10月に、商店街関係者が中心となって、第13回全国商店街サミットが開催されております。和歌山県の田辺市です。情報は入っていると思いますけれども、そこでは郊外型店舗の鋼材も議論をされております。また、同年、昨年12月には、札幌市で市町村職員を対象とした地域商店街活性化法等を含めた研修会が行われております。職員も参加しているはずで。

町長は、遠軽町の中心市街地再生に対してどのような考えを持っているか、これからどう進めていくのかを、まずお伺いいたします。

2番目に、水道事業の課題ということでございます。

これは水道事業に限らず、自治体経営全般に共通していることですが、その使命の大きなものの一つは、将来的に起こり得る危機に対していかに対応し、持続可能な経営を行っていくかだろうというふうに考えます。水道事業の現状をどのように認識しているのか、また、今後の課題解決についてもお伺いをいたします。

3番目は、ごみ焼却施設の問題でございます。

現在のごみ焼却施設は平成5年から稼働しております。その後、平成14年だと思えますけれども、ダイオキシンの濃度対策として、浄化施設をつけ加えて、現在は遠軽、湧別、佐呂間の3町の共同利用で今日に至っております。

現在、燃焼室は当初の設計能力以上の稼働状況というふうに聞いております。当然さまざまな弊害が考えられます。この問題について現状をどのように認識しているのか、また、今後の課題解決についてもどのように考えているのかお伺いをいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

荒井議員の1番目の御質問であります中心市街地再生に対する見解についてお答えをいたします。

近年、各地の商店街は郊外型の店舗や人口減少等の影響により、空き店舗や空き地ができ、商店街の魅力や商店街が持っている機能も低下しており、議員の御質問にありますように、本町の中心市街地も残念ではありますが同様であります。

町は過去に、町、商工会議所、商店街の皆様とあらゆる角度から協議を重ね、計画を立て、進めてきたと思っております。しかし、計画どおりには進まなかった経緯もございます。

そこで、いま一度過去のことを教訓として、解して、議して、決して、そして実行すべきとの御意見であり、中心市街地再生に対する見解についてのお尋ねであります。

中心市街地再生の考え方でございますが、まずは人口の規模、これが大きいものと考え

られます。それともう一つは、その人口は消費者になって商店街で買い物をするわけですから、その消費者の経済規模、経済の能力ですね、そういったものも重要になるかと思えます。そういったことを踏まえた上で、人が中心市街に集まり生活をする、そのために居住空間を整備する。あるいは公共施設を整備することにより交流人口や対流人口の増加が重要であると考えますし、そのことにより商店街の皆様と地域住民のコミュニティーができることを望んでいるところもあります。

また、御質問にあります全国商店街サミットの中でも、商店街自身が変わらないと活性化につながらないとの基調対談があり、その後意見交換等が行われたとのことでもありますし、地域商店街活性化法は商店街の組合等が計画を立て、みずから事業実施できるものでありますので、地域住民とともに新しいコミュニティーの場として、中心市街地の再生をお考えいただければと思えます。商店街の皆様がぜひ取り組みたいとのことであれば、町も議論に参加しますし、協力もいたしますので、御理解をお願いいたします。

次に、2番目の水道事業の認識についてであります。遠軽の水道事業は昭和37年10月に供用を開始し、その後給水区域の拡大、使用水量の増加、下水道の供用開始、旧上湧別町開盛地区への分水など、給水量の増加に伴い、当初3,000立方メートルだった1日最大給水量は、現在では9,800立方メートルとなっております。

ろ過方式は当初、塩素メッキのみで給水を開始しましたが、昭和41年には、段観測ろ過方式に、昭和48年からは急速ろ過方式で水処理を行い、安全安心な水道を心がけながら、水道事業の経営に当たってきたところです。また、水道料金については、昭和37年の供用開始以降、給水量の増加などから浄水場等の施設拡張を行わなければならないこともあり、幾度かの料金改定を行っておりますが、極力負担が加重にならないよう心がけるとともに、経費削減に努めることはもちろんのこと、機械設備等の修繕についての必要最小限に抑えるなど、水道事業経営に努めているところであります。

次に、課題についての御質問であります。現在の清川浄水場は昭和48年10月に完成し、既に37年を経過しております。浄水施設など今後老朽施設がふえていくことから、老朽度の調査や点検も含め持続可能な施設として維持していく必要があるものと考えているところであります。

また、湧別川の水質につきましても、家畜ふん尿対策の一環として、粉末活性炭で処理することのできる薬品処理施設を設け、また、大雨などによる濁水が発生した場合、通常より薬品の量をふやしたり、水処理の時間を延ばすなどの対応を行っているところであります。

このように、施設につきましては、できる限り長く使用できるよう管理していくとともに、水質につきましても、その状況に応じて水処理を行い安全安心な水道水が供給できるよう努めていきたいと考えているところであります。

次に、3番目のごみ焼却施設の課題に関する御質問でございます。

1点目として、現状をどのように認識していますかとの質問にお答えしたいと思いま

す。

荒井議員も御承知のこととは思いますが、本町のごみ焼却施設は、防衛施設周辺整備事業として平成2年度から3カ年の継続事業により建設し、平成5年4月から稼働しているものであり、既に17年間が経過していることとなります。また、平成13年度には環境への関心が高まる中、ダイオキシン類発生問題などから広域的な取り組みが重要視され、旧遠軽地区7カ町村での共同利用で広域的な対応とダイオキシン類防止対策に向けた排ガス高度処理設備の整備をごみ焼却施設改造工事として実施し、平成14年12月から供用を開始してきているところです。

当該ごみ焼却施設の処理能力は、1日8時間稼働で25トンとなっています。平成5年度から平成13年度までの旧遠軽町だけで利用していたときの可燃物の搬入量は平均して約23トン程度でありましたが、平成14年度から昨年の平成21年度までの広域での可燃物の搬入量は平均32トンであります。

このことに伴い、ごみの焼却炉への投入時間も8時間以上になりましたが、ダイオキシン類のガイドラインのため、ごみの焼却炉への最終投入後3時間は燃焼室の減温措置を講じているため、1日のごみの投入時間は最長でも13時間程度となっております。

したがって、議員の御指摘のとおり、現3町での共同利用による施設の劣化は確実にあるものと認識しているところですが、これまでも、定期的に焼却炉内の点検と計画的な修繕を実施することにより、ごみ焼却の運営に支障のないよう対応してきたところであります。

次に、2点目の今後の課題解決についてとの御質問にお答えしたいと思います。

1点目でもお答えしたとおり、今後も当該施設全般の管理点検を継続する中で、必要な修繕を実施することにより、より長く利用していかなければならないものと考えております。

また、議員の御質問の中にもありますように、当該施設は現在3町で共同利用しているため、応分の負担も出てくる関係から、重要な課題がある場合には3町での協議が必要となります。したがって、今後解決すべき課題が出てきた場合には、湧別町や佐呂間町とも十分協議をし、議会の御理解も得ながら取り進めてまいりたいと考えているところでありますので、議員皆様の御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 幾つか再質問をさせていただきます。

まず、最初の中心市街地の再生ですけれども、今の町長の答弁では非常にある意味好意的な答弁だったかというふうに思いますけれども、最初に、これまでの反省に立ってということで、私自身も反省をしているわけですけれども、遠軽町の場合は、郊外型店舗は御多分に漏れずよその町と同じように郊外型の店舗が非常にふえております。

それで、そういう現象が一方では、雇用の場が確保されるからいいのだという意見もあ

りましょうけれども、その影響によって中心部の商店街が寂れてくるわけです。そうすると、大型店のパート従業員はふえますけれども、中心部の商店街の固定の従業者が減るわけです。そうするとどういふ状況が起きてくるかと言いますと、雇用の不安定という現象が起きてきます。それから可処分所得の減少ということになります。固定賃金からパートの賃金ですから当然賃金が下がります。そうすると可処分所得の減少となって町の中での消費金額が落ちるといふ現象になります。

昨年、遠軽町では地域商品券を出して町でも多額の負担をして、町内で買い物をしようという事業が行われました。消費者からも商店街からも大きな効果があったということで、評判がよかった事業でございますけれども、そういった事業をやっている一方で、先ほど申し上げましたけれども、よその町へ買い物楽しみましょうという人を連れてがん検診に行くといふのは、ちょっとどうかと、表現の仕方がまずかったかなといふふうに思いますけれども、これについてはどのように考えてみましょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 旭川のほうに検診に行くときに、そのインセンティブとしてショッピングセンターでお買い物ということがいがかかといふ御質問かと思ひます。

これについては、私どもとしてはやっぱり少しでも検診の受診率を上げたいといふ気持ちでそういった企画をさせていただいたわけでございますけれども、商店街の方から見れば確かにそのようなおっしゃるようなこともあるのだらうと思ひます。これにつきましては、次年度の予算の中で検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 平成18年8月に開盛中心市街地活性化法、いわゆる中活法といふのができております。この大きな特長といふのは担当のほうでつかんでおひましようか。

○議長（前田篤秀君） 大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） お答えをいたします。

平成18年8月に改正されました中心市街地の活性化に関する法律の特徴的なことにつきましては、この計画を策定するに当たりまして、中心市街地の活性化協議会の構成、商店街の皆さんに限らず都市部克己や地域ぐるみで協議するとなるよう多様な民間代表の参画は求められているところが特長でございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 私の認識とちょっとずれているのですがけれども、私はこのいわゆる中活法といふのは、国が自治体の活性化基本計画を重点的に支援するものといふふうにとらえておひまます。ですから、自治体がこの計画を持ってないとだめだといふことなのですがけれども、そのように押さえていてよろしいですか。

○議長（前田篤秀君） 大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） お答えいたします。

計画につきましては、市町村が作成すると認識しておりますし、指定につきましては内閣総理大臣の認定が必要ということになります。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） それでは、平成21年8月にできましたちょっと長い名前なのですけれども、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律、いわゆる地域商店街活性化法というのは去年施行されておりますけれども、この特長についてどのようにつかんでますか。

○議長（前田篤秀君） 大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） 御質問の地域商店街の活性化法でございますが、地域商店街の活性化法につきましては、商店街にあります組合等が事業実施に当たり計画を立て、それに基づきまして国のほうが補助をするというふうな形でとらえております。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） これらの今の地域商店街活性化法などの勉強に、昨年12月に職員を派遣しているはずですが、研修会に。それで報告書が上がっていると思いますけれども、その報告書をとらまえて、担当課ではどのように把握しているか、どのようにこれから政策を展開していこうとするのか、あるいは政策全く考えてないのか、その辺ちょっと明らかにしてください。

○議長（前田篤秀君） 大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） お答えをいたします。

今回、研修に職員を派遣しておりますけれども、その研修と申しますのは商店街のリーダーですとか、商店主等の研修に町から職員を派遣したということでございまして、地域活性化法に計画を立てて事業実施に当たる事業主権が商店街との組合となっておりますことから、事前学習のため参加したものでございまして、研修会受講後、資料につきましては課内でも回覧しておりますし、関係団体に情報提供ということでお渡ししております。申し出があれば、研修内容を御説明できることも伝えてございます。

今回の地域商店街の活性化法なのでございますが、それにつきましては、地域とのコミュニティの形成が重要であるということでございまして、それには、農商工の連携もございましょうし、福祉との関連もございましょうし、いろいろな手法がございます。それを商店街のほうで地域住民とどの方向へ持って行って、商店街を活性化するかということの形成が、非常に難しい点であると思っておりますし、商店街の皆様がどこを選択するかというのが重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

《平成22年9月22日》



○13番（荒井範明君） 今のようなことを前提として、これからの質問に移りますけれども、私が考えるには、遠軽の場合、中心市街地を再生するという方法は幾つかあると思うのです。再生、あるいは再開発ですね。再生と再開発は似ているのですけれども、再開発というのは多額のお金がかかるのです。そうすると遠軽の町になじまないのですね、予算もないですし、開発したとしてもそれだけの効果を見込めないわけです。遠軽の場合は再生という言葉で私は考えてますけれども、中心部の道路の整備、街区の整備はややできました。あとはその個店の問題と、行政が指導すべきは個店の問題ありますよ、それはこれから質問しますけれども。行政が指導すべきことはコンパクトな町をつくらうと、町中に定住をしよう、これが大きな課題になります。そういう行政の指導の部分についてはどのように考えてみましょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） コンパクトなまちづくりというのは、前から遠軽町は進めておりますし、たしか議会の中でもそういったことがたびたび議論されていたのだと思いますし、そこら辺についてはやはり町としてそういう形で、例えば図書館そういったものを町中に持っていったり、そういったことはやってきておるといっても事実だと思います。

そして、やっぱり今後のことについては、荒井議員の御意見もございまして、そういったことも参考にしながら、また実際にその商店街の方といろいろと協議が出てこなければ、この話は先に進んでいかないのだろうと思います。そして、荒井議員の御質問の中にも小さな成功事例を積み重ねていく必要があるというふうにございました。私自身も町長になってからそういったことを協議してまいったつもりでございまして、議員もそのような会議にも参加されて一緒に議論を、その後されたこともあったかと思っておりますので、そういったことを積み重ねて、これから商店街について考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） よくわかりました。

それで、行政が指導する部分ですね、もう少し聞きたいのですが、例えば中心部の不動産の流通性を高めるために本当に古くて見るに堪えないような建物の解体、それから空き地の再活用ということで、行政が買えばいいのでしょうかけれども、そのお金がなければ定期の借地権という方法がありますけれども、そういった方法とか、それから代替車、よそから車で町の中に入ってくる人たちのために、そういった空き地を利用して自由にとめられる駐車場、無料の駐車場をつくるとか、そういったことが行政指導として考えられますけれども、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） それで、まさしく先ほど私お答えしたのが、商店街の方でしたか、会合ありましたね、そのときにもそういったお話がなされたのだと思います。空き地の問題を駐車場はどうですかとか、そういったことについては、私のほうもそういったこ

とは町の商店街の方々と一緒になって努力していきましようということで、今話をもたれているのだと思います。そういったことで、私のほうは、そういうことをいろいろなアイデアをいただいて前向きに考えていきたいと思っておりますので、商店街の方々にもぜひそういったまとまりのある議論をこれからお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） この件について最後のお尋ねだと思いますけれども、ことしの8月に商店街振興会連合会で、参加商業者にアンケートを実施いたしました。大通、岩見通の北1丁目から南4丁目までを対象としておりますけれども、158件の店から回答が寄せられまして、これは駐車場を必要とするかどうかという、そういうアンケートです。根底にあるのは福祉センターを中心としたエリアですね、地域にそれを取り囲むような駐車場が必要かどうかと、そういうアンケートなのですが、158件のうち必要と答えた方が131名ですね。全体の83%です。規模は3カ所から5カ所ぐらい、合計100台から150台という数字が一番多かったのです。それで、今、商店街振興会連合会では、商工会議所などとも相談をしながらこういう作業を進めている、駐車場を実現しようという作業を進めております。そういったもろもろのことを含めて、町長は先ほど行政側も議論に参加するというふうにおっしゃったのだと思いますけれども、そのように理解してよろしいでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） そのとおりでございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） それでは、2番目の水道のほうに移りますけれども、水道問題は、本当は私は経営分析の話も質問したかったのですけれども、立場上まずい部分もあるという見解もありますので、それはちょっとおいておきます。

それで、先ほど、清川の浄水場とか水質の問題云々されましたけれども、水道管路のほうこれらの課題は現在持ってないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松井経済部技監。

○経済部技監（松井雅弘君） お答えします。

水道管路の課題という御質問かと思うのですが、水道管につきましては、まだ石綿管が残っております。平成21年度末で3,169メートルのまだ石綿管が残っております。そのほか耐用年数を超えた水道管につきましても、1,961メートルございます。そういうことで管路につきましても耐用年数を過ぎた管もあるということと、まだ石綿管も残っていることの課題はございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） それでは、次、3番目のごみの焼却施設のほうに移ります。

この焼却施設はできたときに、先ほど答弁の中にありましたけれども、1日8時間稼働ということの設計だったのですね、能力的に。多少オーバーしてもそれだけこなせるだけの能力はあると思うのですけれども、それが1日13時間ということで、平成5年からですけれども、大体こういう施設ですからメンテナンスをしながら使って30年ぐらいは優にもつのだらうと思いますけれども、現在の段階でこの焼却施設、今のままの使用状況でおおむねあと何年ぐらいもつという推測はつきましょうか、それとも無理でしょうかね。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） お答えします。

大変申しわけありませんが、現状そこまで細かく分析したものは手元にございませんで、正確に何年もつというところまではちょっとお答えできないのです。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 無理な質問で申しわけありません。私は何人かのごみ焼却施設に関係するということでしょうか、そういった人ですとか、こういったそういう人たちに聞くと、現在の焼却施設を毎年修繕をして、ことしの3月の予算書見てもわかりますけれども、修繕費に何千万円も計上しておりますけれども、こういう表現いいのかわかりませんが、だましまし使っているのだというふうに言う方もいらっしゃいます。それは正しいかどうか私もちょっと判断つきませんけれども、だましまし使っていて、果たしてそういう機械とか設備が今後何年ずっとだまされ続けるのかという疑問があるのですけれども、実際はそういうだましましという状況なのではないでしょうか、そこまではちょっとわかりませんか、どうでしょう。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） お答えします。

ちょっとだましましという表現が正しいかどうか私のほうもよくわからないのですけれども、間違いなくこういった施設を継続して使うためには、メンテナンスが当然必要でありまして、金額的にも3町が旧7カ町村で共同利用を開始してから、確実にその金額が大きくなってきておりますが、今現在、この施設を管理している業者のほうには、きちんと定期的に焼却炉の中の状況を確認した上で、毎年必要な修繕を繰り返しております、当然毎年やっている修繕の中では炉の修繕費が結構大きくなってきているのは事実であります。

御質問の中にもありました設計能力以上の利用という点についてでありますけれども、この施設につきましては、最近ではもうないのですが、800度の低温の焼却炉として設計をして仕様しております、時間数が多少伸びることによる劣化は当然ありますけれども、これが例えば最近の高温の焼却炉は1,200度ぐらいのものだというふうに聞いておまして、いきなりそういった利用の仕方をする、もう完全に炉がまいてしまうということはあるのですが、今現在は低温で多少時間は延長して使っておりますけれども、そのことによって今々すぐ使えなくなるという、そういうふうには管理をしているところ

からも聞いてはおりません。そんな状況で御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 当初の予定では、設計の段階では1日に8時間稼働させて、ということは残りの16時間は自然冷却という状態だったのですけれども、これは1日13時間程度の稼働ということは相当無理がいつているのだろうと思います。温度が800度であろうが何であろうがですね、無理がいつていると思うのですけれども、万が一、ごみ焼却施設を建てかえるという問題が起きたときに、現状の向遠軽の土地では場所がありませんから3町で相談してしかるべき土地を選定するようになるのだろうと思いますけれども、土地の選定に環境アセスやなんかも必要でしょうから、1年や2年すぐかかると思います。それから設計します。それから建設すると2年や3年かかるということで、やろうかとスタートしてから完成までには5年や6年はあつと言う間にかかるといふふうに思いますけれども、平成5年から稼働させて本当は何十年かもつのでしょうけれども、今いっばいっばいの状態だということになれば、そろそろ頭の中に将来のごみ焼却施設の建設計画もどこかに入れておかなければならないというふうに思いますけれども、そういう考え方についてはどのように思ってみましょう。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 将来的にはやはり更新は必ず来るわけですね。そして、これには多額な財政需要が見込まれるわけです。当然そういったことも踏まえながら、もう17年でしょうか、たつておりますので議員おっしゃるとおり、そういったことも将来的に考えていかなければならない。また、そのためにはそのときにお金がちゃんと手当てできるようなこともやはり準備していかなければいけないと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） それで、本当はもうちょっと先にこの問題を質問すればよかったのでしょけれども、このごみ焼却施設について、今年度になってからですけれども、よその町の管理職の立場にある人ですね、隣町ですけれども、たまたま話す機会があつたので、このごみ焼却施設の話になつたのですよ。その町は資源ごみの収集もしておりますので、3町共同でやっているのですけれども、そのときに遠軽町のごみ焼却施設の話をしたときに、平成5年から稼働させているけれども、平成14年にダイオキシンの濃度対策の施設をつくったときに、炉のほうも修繕したというふうにご方はとらえていたのですよね。平成14年に大規模で直して多額のお金かけてうちらも負担したと。それなのにもう危ないのかという話だったのでしょけれども、3町で共同利用しているわけですから、現状の施設を定期的に担当者同士で協議をして、共通の理解でいるべきだといふふうに思いますけれども、そういう定期的な1年に何回か話し合いの場といふのはあるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 大変申しわけありませんが、今現在はその定期的集まってということは特にございませんで、特に大きな問題とかが発生したときには、そういった会合をもつという状況になっております。また、それぞれ町村でも担当者が当然かわるものですから、議員の御指摘のとおりできるだけ早い時期に今現在の担当者とは一度現状を見てもらうような、そういった会も含めて実施をしたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） これからやっていきたいということなのですが、私は定期的に会合をもつべきだと思うのですよ。そして、焼却施設を利用する、稼働させるかどうかはもちろんなのですが、ほかの議員からもたびたび質問出てますけれども、ごみの減量化ですとか再資源化とか、そういうことも含めて3町の担当者が定期的に会合を持つのがいいというふうに思います。担当者がかかわるとおっしゃいますけれども、私どもの組織も担当者がかかわるわけですから、定期的にそういう情報交換をして、何か事があるときには、ええっ、そんなこと聞いてなかったよというふうなことになるように、今から囲碁の世界で言えば布石を打つと言うのでしょうか、そういった共通の理解が必要だと思いますので、その辺がもう一度お願いをいたします。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議員の御指摘のとおりでございまして、あと今現在、当然新年度の予算を要求するときには、先ほど町長の答弁の中にもありましたとおり応分の負担の兼ね合いがありまして、この関係については当然新年度どういった修繕をするとか、そういったことも含めて意見交換はしておりますけれども、さらにお互いの共通認識に立てるような、そういうふうな情報交換も心がけていきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○13番（荒井範明君） 終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上で、荒井議員の一般質問を終わります。

次に、通告2番高橋義詔議員。

○16番（高橋義詔君） ー登壇ー

それでは、通告に従いまして、大きく2点質問させていただきます。

まず、一つ目、合宿誘致活動の充実をということで、遠軽町では以前より大会、合宿誘致を行っており、本町のスポーツ振興、また地域経済の活性化にも貢献してると感じております。しかしながら、本年度の合宿等による来町状況ですが、毎年訪れていたチームが合宿先を変更するなど、現在のところ大学や社会人チームの合宿は現減少傾向になっていると思います。

近隣市町村では、首長を先頭に担当部課等を設置し、大会合宿誘致を積極的に行い、スポーツ振興と地域活性化に大きく貢献しています。本町でも合宿誘致委員会がその役割を担っておりますが、せっかく立派な体育施設もあるわけですから、より積極的に誘致活動

ができるよう充実を図るべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

二つ目に、学校施設のグラウンド整備をと。

本町の小中学校グラウンドは、以前より排水性が悪く運動会や体育祭、また体育授業等に支障を来している状況が見受けられます。今後優先順位をつけながら計画的に整備を行っていく考えはございませんか。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） ー登壇ー

高橋議員の1番目の質問であります合宿誘致活動の充実についてお答えをさせていただきます。

遠軽町ではこれまでも、スポーツ施設の充実を図るとともにスポーツ合宿の誘致について、遠軽町スポーツ合宿誘致委員会と連携を図りながら積極的に取り組んできたところであり、毎年多くの団体を受け入れてまいりました。

合宿の誘致に際しましては、合宿誘致委員会の皆様方や各関係スポーツ団体の一方ならぬ御尽力があったことは言うまでもありませんが、各種スポーツ大会の誘致とあわせ、遠軽町におけるスポーツの振興はもとより、交流人口の拡大による町の活性化にも大きく貢献してきたものと考えているところであります。しかし、議員が御指摘のように、本年度は長年にわたり夏の合宿で遠軽町を訪れていました神奈川大学陸上競技部が合宿先を変更したほか、現在までに昨年と比べて合宿した団体は減少している状況にあります。

御質問のより積極的な誘致活動の充実をという点であります。これまでもスポーツ合宿誘致委員会では町内に3日以上滞在する5人以上の団体に対して合宿経費の一部を助成してきておりますが、本年度からはさらに道外団体の誘致を促進するため、20人以上の団体については希望に応じて最寄りの空港からの送迎を行うこととしており、誘致活動のより一層の推進を図ったところであります。

今後とも合宿誘致委員会を初め各関係団体などとも合宿誘致活動の推進方策について協議を進めるとともに、より一層の連携を図りながらスポーツ合宿誘致活動を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2点目の御質問であります学校施設のグラウンド整備についてお答えいたします。

議員の御指摘にもありますように、各学校のグラウンドにつきましては、一部の学校を除き排水性が悪いなどの改善要望があり、以前より関係部署から意見を聞くなどして検討を行ってきたところであります。

しかしながら、校地やグラウンドの地形、土壌などに問題のある学校もあり、根本的な改修には多額の予算が必要となることから、毎年専門業者による整地や土の補充、砂の散布などの整備で対応してきたところであります。

今後、優先順位をつけながら計画的に整備する考えはないかとの御質問であります。去年は道路改良工事の実施に伴い、1校の整備を行うことができましたが、現状では老朽

化した校舎改修などの課題もあり、財源的にもグラウンド整備を優先的に取り組むことは難しいものと考えております。

引き続き校舎改修などの学校環境整備を検討する中で、財政的なことも含めて関係部署と協議を進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○16番（高橋義詔君） それでは、合宿誘致の部分からお伺いしていきたいと思えます。

私の質問の趣旨としましては、今の合宿誘致委員会とか、そういったものが何も悪いと言っていることは決してありませんので、その辺は御理解していただいているかと思えます。質問の意図としましては、やはり遠軽町にはいろいろな大学ですとか、社会人とかそういったチームとパイプを持っている方もいますので、そういった方も通じながら合宿誘致により積極的にやってほしいというのが質問の趣旨ですので、その辺を御理解いただきたいと思えます。

それで、質問にもありますように、町長も新しくなったわけですから、その辺の考え方を町長のほうからもお聞きしたいと思えます、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 合宿等に関しまして、先ほど教育長も御答弁申し上げましたけれども、神奈川大学の陸上部ですね、箱根駅伝で優勝もした名門チームでございます。しかし、近年成績がなかなか振るわなかったということで、残念ながら今年度合宿地を変えられたということでございます。私自身も学生のとときにそういったことをずっとかかわっておりまして、非常にそういうチームの気持ちもよく理解できるところでありますし、よくまずは神奈川大学の陸上部さんには、長い間遠軽町に合宿していただきましてお礼をまぎ申し上げたいということがございます。

今後につきましては、私自身もやはり合宿等に関しましては、まず町の経済効果活性化等もありますけれども、それよりもまずやはり子供たちにそういう地元では、なかなか生で見れないものを見せてあげる。そして一緒に時によってはプレイしていただけるということは、非常にこの地方にいて貴重なことではないかと思っておりますので、今後ともこういったことには力を注いでまいりたいと思っておりますし、今現在もそういった形でいろいろな機会に触れまして誘致活動を私自身もしているところでありますし、今も、もしかしたらある程度の効果が今出るかもしれないというものもございまして、今後におきましても、そういった情報等ございましたら皆様方にも御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○16番（高橋義詔君） 非常に期待をしております。

《平成22年9月22日》

この二つ目なのですけれども、今のグラウンドについては今の教育長言われたように、毎年土を入れて対応しているということですが、やはり数年前、南中学校なんかでは雨が降って2日間延ばしたにもかかわらず、水が引かず運動会を結局中止したということもありますので、今回総務・文教常任委員会でも各学校視察した際にも、各学校長と話しましたところ、やはり排水性については皆さんそういった問題を持っていらっしゃるということがありましたので、整備するのは難しいということではありますが、暗渠等につきましても暗渠の目の入れ方というのですか、かけ方等もあると思いますので、土入れるということは短期的な、毎年やっているわけですから、1年1年の解決になっているかどうか分からないのですけれども、やはり長いスパンで考えたときには暗渠排水等のこの目の入れ方もあると思いますので、そういった部分で一度やはりテーブルに乗せてしっかりと検討してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のグラウンドの排水状況が極めて劣悪だという状況は、私もたびたび現地に出向いて何とか改善策はないものかと考えているところでありまして、御指摘のように短期的なしのぎではなくて、もう少し効果の上がる手法はないのか関係部署とも協議をさせていただきながら、改善策について検討してまいりたいと思います。

ただ、いろいろこの間もどういう手法があるのか検討させていただいてきたわけでありまして、いずれも多額の費用を要することから、そういった改修工事に今踏み切れない状況であることも御理解をいただきたい、このように思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、高橋義昭議員の質問を終わります。

11時15分まで暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告3番、高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） ー登壇ー

通告の順に従いまして、大きく1点についてお伺いいたします。

児童、高齢者に対する虐待への対策についてでございます。

近年、複雑多様化する社会情勢の中で、子供や高齢者への虐待は全国的に年々増加の一途をたどり大きな社会問題となっております。児童虐待は子供の心と体に深い傷を残し、心身の発達や人格の形成に好ましくない影響を及ぼしました。連日マスコミを通じて虐待という言葉が聞かれない日はないというきょうこのごろでございます。

大阪では、幼い2人の子供が食事も与えられず、熱い中でクーラーも入らない状況で亡

《平成22年9月22日》



くなっていたというニュースを見聞きして、涙を流したのは私1人ではなかったと思います。その前後にもベランダに放置して亡くなる、箱の中に入れて窒息させたなど、本当に子供を産み育ててきた母親としては、なぜとしか言いようのない虐待が起きております。この子供たちに心より御冥福をお祈りしたいと思います。

児童虐待は親や養育者などが、子供を言葉や暴力などで傷つけたり、食事の世話をせずに放置したりすることですから、未然に防ぐことが一番大切と言われております。遠軽町地域福祉計画21年度から23年度や、遠軽町次世代育成支援地域後期行動計画の中にも、児童虐待について少し触れられておりますが、具体的な対策が示されておられません。

また、高齢者に対する虐待も連日マスコミで報道されていますが、遠軽町の現状と相談などの窓口はどこになっているのかも、あわせて今後の対策についてお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

高橋眞千子議員の児童、高齢者に対する虐待の対策についてお答えいたします。

昨今、マスコミ等をにぎわせております、私も議員同様こういった記事には本当に憤りを感じるものでございます。

さて、まず、児童虐待の対策についてでございます。

本町では、以前より関係者が集まりまして虐待に対する連携を図ってまいりましたが、平成21年6月には各関係機関の代表者による遠軽町要保護児童対策地域協議会が設立され、より法的に強化されました。また、必要に応じて関係機関の担当者等が集まり開催されるケース検討会議が要項に明記され、より効果的な支援・連携が強化され、児童虐待への対応の迅速化が図られております。また、ふだんより児童相談所等の関係機関とは連絡を密に行っているところであります。

遠軽町の母子保健事業では母子保健法に基づいて、このような社会的な虐待問題が顕在化する以前から、保健師が全員を対象に新生児、乳児の訪問を実施しており、90%以上の訪問とほぼ100%の状況を把握をしております。また、必要に応じて継続して訪問等を行っております。生後2カ月には母子推進員による、お変わりありませんかコール電話相談や、今年度からほぼ月2回の赤ちゃん広場も開催し、毎回20組程度の参加を得ており、母親の育児不安や孤立を防ぐ事業として実施しています。

また、乳幼児健診、各種事業や予防接種など多くの機会に乳幼児や保護者と接する機会があることから、虐待という視点ではなく育児支援という立場から孤立化や育児不安の軽減を主眼として、なるべく多くの方が参加できるように働きかけたり、主体的にかかわるように心がけております。

次に、高齢者の虐待の現状と相談窓口と今後の対策でございます。

相談窓口としては、町保健福祉課及び遠軽町社会福祉協議会に業務を委託しております地域包括支援センターが主要業務の一つである権利擁護業務として相談に応じておりま

す。そのほか各在宅支援事業者や施設、病院等の相談窓口、ケアマネジャー等が相談に応じています。

今後とも相談窓口の充実と実態把握の強化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○12番（高橋眞千子君） 大阪で起こった事件、そのほか道内でも平成17年に1件、18年に4件、19年に1件、20年に1件と虐待で死亡事例があります。北斗市、札幌市、室蘭、苫小牧、留萌、旭川、一番新しいところで21年3月28日の4歳児の虐待、お風呂でおぼれたというふうに出たのですけれども、結局は虐待であったという事例がありました。

そこで今、遠軽町としての部分で2カ月には、お変わりありませんかコール、新生児と乳幼児の健診などを含めてということがございました。4カ月の健診も今遠軽町で行われておるのですけれども、国、道、そして道のほうからは多分、こんにちは赤ちゃん事業についての遠軽町にもこの事業をやりなさいというようなことが来てるのではないかと私は思うのですね。道内では結構の数がこのこんにちは赤ちゃん事業というのをやっておりますので、そういった部分からまず、そのこんにちは赤ちゃん事業についての遠軽町はどういうふうな考えを持っているかをお聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） お変わりありませんかコールの電話相談、それから赤ちゃん広場、ほぼ月2回の開催でございます。それと、今御質問のございました関係でございますけれども、国が進める児童福祉法に基づく乳幼児家庭全戸訪問事業の関係だと思っておりますが、まさに従来より保健師活動として行ってきたものであり、昨年度には遠軽町もこの事業に参画をしております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○12番（高橋眞千子君） こんにちは赤ちゃん事業にも参画しているということで、よろしいですね。このこんにちは赤ちゃんの事業、4カ月の健診の部分では保健師さんが健診するわけですけれども、こんにちは赤ちゃん事業については保健師でなくても子供を育てた親であったり、保育士であったり、児童福祉士さんであったりということが各家庭を回ってできるということもありますよね。

先ほど、遠軽町の4カ月の健診の部分でいきますと、99.4%でしたでしょうか、156人中155人が健診を受けられている。そのほか1歳6カ月、3歳児健診、これも100%健診を受けられているということで、それにかかわる保健師さんたち全員に敬意を表したいなと思います。これは多分一方ならぬ努力があったものと思います。そういった部分では大変一生懸命やっているなというのは見受けられます。ただ、この保健師さんだ

けで例えば、この4カ月健診であったり、1歳児健診であったり、いろいろな部分で不安な部分がある家庭を全部この保健師さんたちで回るとしても、いろいろな部分で大きな保健師さんの担う事業というのがありますよね。これだけにかかわることはできませんお年寄りもおりますし、そういったことから、このこんにちには赤ちゃん事業の中にそういった部分の方もお願いして、もっともっとこれからますます核家族が多くなりますし、若いお母さんの部分で悩まれる方もいらっしゃると思いますので、こういった事業の展開で保健師さんだけでなく、地域の方の訪問なども受けるというふうな考えはございませんか。今のところしてますでしょうか、そういった部分を。

○議長（前田篤秀君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） こんにちは赤ちゃん事業とちょっと私どもにしては、ちょっと耳なじみが薄く、新生児訪問という形で母子保健法に基づいてもう過去何十年も前から行っておまして、もう保健師がお邪魔するという定着しておりますので、こんにちには赤ちゃん事業については、今後も今の保健師の体制で十分やっていけるかと思っておりますので、この事業については当面保健師が訪問活動を行っていく予定にしております。

ただ、先ほど、お変わりありませんかコールですとか、赤ちゃん広場については、保育士ですとか母子推進委員さんなんか来ていただいたりして事業をやっておりますので、そういった面では保健師以外にいろいろ栄養士もおりますし、そのほか歯科衛生士、歯科医師だのということで、たくさんのスタッフはおりますので、保健師だけですべてやっているわけではありませんし、今後もそういったスタッフをより協力体制をつくりながらやっていこうということで、考えております。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○12番（高橋眞千子君） 新生児の訪問というのは母子保健の観点からの部分で、この新生児訪問というのはずっと続けられておりますよね、私の子供を産むときから、その以前からあったと思います。このこんにちには赤ちゃん事業というのは、乳児のいる家庭と地域社会とをつないで乳児家庭を地域で支援しようということで、多分新生児や4カ月くらいの子たちの健診も含まれているのかもしれないのですけれども、多分私がとらえていたのは、乳児のいる家庭と地域社会とをつないで乳児家庭を地域で支援しようとするのも、このこんにちには赤ちゃんの事業の中の一つだと思うのですね。

ですから、この新生児健診とかそういう部分の結びつきもあるのかもしれないのですけれども、そういった部分というのは、道のほうからそういうような文書は流れては来ておりませんかでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） 私のとらえ方としては、遠軽町ぐらいの規模、もしくはもう少し小さい、もうちょっと大きい自治体もそうですけれども、そのぐらいの自治体であれば年間の出生率に対応して保健師の人数も十分足りるかと思っておりますので、多分こ

のこんにちには赤ちゃん事業をやるまでもなく、保健師で訪問活動というのは十分行えると思うのですけれども、例えば札幌やら旭川になってくると、その人口に対する保健師の数というのかなり少ないですし、分散化もされているということで、大都市だと十分に新生児訪問というのは行われてないという現実が、今まではありました。そういうことでは全部のお子さんを把握することができないということで、保健師だけでは手が届かないような大都市に対してのこういうこんにちには赤ちゃん事業だというふうに認識をしております。地域とお母さんを結びつくという意味もあるかもしれませんが、実際のところの私の把握では、そういう大都市に対してのその行き届かないところをそういう保健師だけでなく、母子推進委員さんでも看護師でもいいですよというふうなことで始められたというふうに認識をしております。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○12番（高橋眞千子君） では、道のほうからは遠軽町はこんにちには赤ちゃん事業をしていますかというふうなことで調査をされたことはございませんでしょうか、道的ではきっとまとめていると思うのですよ、遠軽町は。こんにちには事業と健診等が十分間に合っているからこんにちには事業としても兼ねてもいいということで、国のほうでは言われていると思うので、多分こんにちには事業とこの健診とあわせても、こんにちには事業はやってますよということで報告しているということですね。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○16番（高橋義昭君） 申しわけありません、高橋眞千子議員の質問は児童、高齢者に対する虐待の対策についての質問かと思われませんが、今の部分ちょっと外れてるかなと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 整理して質問してください。

高橋議員。

○12番（高橋眞千子君） 実はなぜこんにちには赤ちゃん事業というのを言っているのかといいますと、最近の虐待の件数からいいますと、全国で21年度4万2,664件の虐待がありました。児童虐待相談処理件数ですね。北海道では1,644件あります。ゼロ歳から3歳児までの虐待がふえているのですね。そういったこともあって2009年にこのこんにちには赤ちゃん事業というのできているのですよ。だから、虐待と関係ないのではなくて、虐待がふえてきているという部分もあって、子供のお母さん方、若いお母さん方にどんどん地域等に入っていただいてという部分もあって、このこんにちには赤ちゃん事業というのできておりますので、この虐待の心配というのもありますので、ちょっと集中してこんにちには赤ちゃん事業の部分があったのですけれども、そういった部分も含めての質問ですので、以降、虐待のほうだけで行けということであれば、そういうこともあるのですけれども、私はこのこんにちには赤ちゃん事業というのも大変必要なものであらうと思いましたので、質問にさせていただいたのですけれども、こういった虐待の件数がふえ

てゼロ歳から3歳児の子供の被害に遭うのが多くなっているということがあったもので、この質問をさせていただきました。

それで、次世代育成後期行動計画の中で、平成20年度に虐待相談件数が1件、20年と21年度の件数、なければ一番よろしいことなのですけれども、そういった相談などがあったのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 遠軽町の児童虐待の実態でございますけれども、平成20年度1件ございました。内容は身体の虐待でございます。21年度が3件、うち1件につきましては町外の方でございます。ケース検討会議については4回実施をしております。遠軽町の内訳につきましては、身体の虐待1件、ネグレクトの虐待1件でございます。平成22年度については2件、ケース検討会議では3回で、現在継続中のものもございりますが、なっております。内容につきましては、ネグレクト1件及びネグレクトと身体両方が1件でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○12番（高橋眞千子君） こういったことから、遠軽町も間違いなく死には至らないまでも、こういった部分がふえているのだなというのが確実に皆さんもおわかりになったのではないかと思います。そんな中で、蒸し返して悪いのですけれども、こんにちは赤ちゃん事業、道のほうにはできてますということで報告はされてますね。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 先ほどもお答えしましたけれども、国が進める児童福祉法に基づく乳幼児家庭全戸訪問事業につきましては、昨年からは参画をさせていただいております。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○12番（高橋眞千子君） 子供の虐待というのは、子供は親から守ってもらわなければ自分では守れないということがありますので、大変本当に起きてはいけない事件が次から次と起きてるといふ部分があるということが大変情けなく思うのですけれども、遠軽町は要保護児童対策地域協議会というのができたということで、先ほど町長のほうから答弁をいただきました。虐待防止ケアマネジメントシステムの構築というの、遠軽町はできてますよね。お聞きします。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 遠軽町要保護児童対策地域協議会、先ほど町長のほうから御説明をさせていただきましたけれども、まず組織としましては、関係機関及び関係者の長をもって組織する地域協議会と、各組織の担当者が集まってケースごとに検討をするケース検討会議というのがございます、そのケース検討会議の中でいろいろな方策を考えます。その中で参加者の中に児童相談所の担当者もいらっしゃいますので、そちらのほ

うにケースを持ち込んで、そちらで対応をとっていただくという場合もございます。当然こちらの保健師のほうで対応をとれる部分もございますし、ケースごとにいろいろ変わってきております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○12番（高橋眞千子君） 要保護児童対策地域協議会の設置というのはわかるのですが、私もこの虐待予防ケアマネジメントシステムの構築という部分が、もうひとつわからないのでお聞きしたかったのですが、実は、道内の176市町村のうちで167、94.4%が構築されているということで資料を手に入れたのですが、では、こういった虐待予防ケアマネジメントシステムの構築というのは、遠軽町はされてないということですか。176のうち167、94.4%、遠軽町5.6%の構築されてない中に、入っているのでしょうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） お答えをさせていただきたいのですが、その資料について私どものほうで手持ちがないものですから、何ともお答えしようがないのですが、要保護児童対策地域協議会をつくったことがケアマネジメントにつながるものと当然考えておりますので、その中のケース検討会議が最もケアマネジメントに近いのかなという考え方を持っています。ですから、市町村ごとに地域協議会を設立した率が、その件数と合致するのかなというふうに思っておりますが。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○12番（高橋眞千子君） それでは、まず、児童虐待の部分の最後の質問にしていきたいと思いますが、提案でいきたいと思います。よそから転入してきたときに、転入届を当然窓口で提出いたしますよね。そのときに、窓口で多分ごみの分別の部分はどうですとか、広報が多分前に1部いただいたという方がいらっしゃいましたし、あと3部ほどひとり親家庭に関するお知らせ、子ども手当のお知らせ、遠軽町に転入するときのお知らせという、こういったものはいただけるようなのですが、子供を育ててる若い御両親が転入が結構、遠軽4月になったらあると思うのですが、そのときに遠軽町でやっている子供の支援している部分の内容を全部、1冊とまでは言いませんけれども、そういった部分を安心して遠軽に来て初めて住んで、どうやって子供を育てようか、どこへ行こうかというのがわかるように、その転入届のときに手続とったときに、そういった子育ての支援の部分のパンフレット、1枚のぺろっではなくて、きちっといろいろな部分を含めたものを出していただければ大変ありがたいと思うのですが、そういった考えはございませんか。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 現在のところ、転入者につきましては健康カレンダーの

配布でとどまっております。この子供支援等の内容を含めたパンフレットをつくるかどうかにつきましては、検討させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○12番（高橋眞千子君） ぜひお願いしたいと思います。

それでは、最後に、高齢者の虐待の部分なのですが、ことしは随分と高齢者にとって不安な問題が出ておりました。世界一の長寿国に思わぬ落とし穴があったという部分なのですが、お年寄りがどこに住んでいるかわからない、それが家族もわからないと、こういった部分もありますし、一生懸命頑張って働いてきたお年寄りが最後はわからなくて亡くなる。または、お互いに介護し合っていたけれども、もうこれ以上無理ということで虐待をしてしまう、あるいはお二人で心中してしまうとか、そういった部分がたくさんございますので、このお年寄りの虐待の部分、先ほど地域包括支援センター、それからげんき21のほうで受けますよという話でありました。

実はヘルパーさんたちが一番心配なさっているのが、介護保険を利用していた方がもう結構ですという方が中にはいらっしゃると。その人たちがどこでどういうふうに、もう介護保険今まで利用していた部分は介護保険関係の部分で全部おさめますよね、ケアマネジャーさんなんかもいらっしゃいますし、そういう介護保険を利用していた方が、もう介護保険の利用をやめますと言った方が、今度その方がどういうふうに生活してるかなというのが心配になる。そういった部分というのは町で介護保険から離れてしまえば、町の保健師さんたちがわかるようになっているのでしょうか。そこが一番今は心配しているところなのですが、お聞きします。

○議長（前田篤秀君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） 介護保険を利用してた方が急に利用しなくなったケースを把握しているかということですが、例えば包括支援センターですとか、そういう介護をされている方の情報交換というのは必要に応じて行っていますが、例えばそういう連絡がなければわからないこともあるでしょうけれども、例えば介護認定の期間がありますから、切れてそのままになってたら、どうなっているのかなというふうなことで把握することは可能ですし、必要に応じて全数は把握できていないと思いますが、把握することはできますし、近隣だとかそういう訪問活動をしておりますので、そういった把握する機会はあると思いますが、全数把握できるかといったら、そうではないと思います。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○12番（高橋眞千子君） ぜひとも子供もそうですけれども、お年寄りのこういった虐待問題、または孤独死などが遠軽町から起こしたくない、起こすことはできないと私は思っております。ですから、地域とつながりを密接ですけれども、今言われたように全部把握するのが難しい部分もあるのかもしれないのですが、最後までこういった一番心配なのは介護保険を途中でやめてしまって、その後どうしたのかなというのが心配です。

ので、そういったことに今以上に目を向けていただいて、お年寄りの虐待がなくなればいいなというふうに思ってますけれども、今まででお年寄りの虐待の部分での通報というのは、あったかなかったかお聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） ちょっと虐待かどうかという迷うケースはございました。おばあちゃんの年金を娘さんが勝手に使ったというような、担当ケアマネがそういう話を聞いてこちらに持ち込んだケースはございますが、それが果たして虐待と呼べるかどうか、ちょっと疑問がある点、その1件だけでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○12番（高橋眞千子君） 乳幼児の保健師さんの訪問、そして、お年寄りのこういった介護保険を受けられない方でお年を召している一人の方、それからお二人でいる方、認知症で家庭で見ている方、こういった部分の訪問というのをきめ細かにやっていただきたいというふうに思います。それが例えば、子供の部分では保健師さんで何とか頑張ってもらいますという答弁がありましたけれども、子供、そしてお年寄りとなったら、前のときにも言ったのですけれども、保健師さんが果たして本当にこれだけお年寄りがふえてきて足りるのかなという部分がございますけれども、保健師さんが体をこわしたら終わりですから、保健師さんが元気でお年より、子供たち、町民の体を守っていただけるように、町長、保健師の増員というのは全く頭にあるかないか最後にお聞きしまして、終わりにしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 保健師に限らず、今職員は合併後、職員数をどんどん減らしております。そうしないと合併した意味がないと、これは財政的にまちづくりが成り立っていかなくなるということもございます。しかし、その中で、これは行政、住民のためにあるわけですから、例えば今こっこの課に50人いたものが、極端なことを言えば30人になって、こっかがふえるというふうなことは当然それはその都度その都度生活も生き物ですから、そういったものに合わせて適切な人事配置に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、高橋眞千子議員の質問を終わります。

1時まで、昼食のため暫時休憩します。

午前11時45分 休憩

---

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告4番、山田議員。

○8番（山田和夫君） 一登壇一

《平成22年9月22日》



観光事業の振興について1点お尋ねをいたします。

本町は、以前から観光振興に力を入れて今日まで運動を進めてきております。しかも4カ町村が合併をしたということで、観光資源が豊富になりまして、本町への観光人口の流入が増加するものと期待をされております。しかし、近年、この観光人口の流入が増加をしたというふうにはとても思えない現状になっています。そういう状況の中で、遠軽町が進めておりました黒耀石ジオパークの事業が、本年認定をされるふうになりました。大変喜ばしいことだというふうに思っております。ただ、残念なことは、このジオパークも黒耀石が削除されたというのでしょうか、黒耀石に限らず白滝全体がそのジオパーク構想の中に入ったということで、これから今進めておりますジオパークの事業がどのように進展するのかということも非常に興味を持たれるところでございます。

そこで、観光人口の流入人口をふやすために観光振興策について、何かインパクトのある目玉を設けなければこの遠軽町の観光振興が発展をするということについては、なかなか難しいのだろうというふうに思います。

例えば、今、丸瀬布地域で運行しております森林鉄道雨宮号、あれは公園の中の小規模な運行にとどまっておりますが、これを昔の営林署時代のように町からホテルのところまで線路を引いて、観光振興に寄与するだとか、そういったことがあってしかるべきでもないかというふうに思います。そういったことをやることによって、今、世界各国でもそうですし、日本の国内でもそうですけれども蒸気機関車が大きく見直されております。そういった鉄道を延ばすことでインパクトのある観光振興策になるのではないかというふうに常々思っております、そういった意味で路線の拡大ができないものなのかどうか。

また、これもまた世界各地でもそうなのですが、あるのですけれども、運転手などをボランティアの方々をお願いをして運行させる。蒸気機関車というのはボイラー技士の免許を取得することで、講習を受けてやればできるはずですから、そういった方々に蒸気機関車の運転をさせる、一般の人にさせることで、もっとこの観光に力を入れることができるのではないかというふうにも思うものですから、そういった導入等々が考えられないのかどうかお尋ねをしたい、このように思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

山田議員の御質問であります観光振興についてお答えをいたしたいと思っております。

初めに、当オホーツク管内と本町の観光入り込み客数の動向等についてお知らせをいたします。

オホーツク管内の観光入り込み客延べ数は、平成17年の知床世界遺産登録時には約1,060万人でありましたが、その後、年々減少しておりまして、平成21年には約810万人となっております。本町の観光入り込み客延べ数は、4町村合併しました平成17年は約52万3,000人でありましたが、その後、管内と同様に減少をたどりまし

《平成22年9月22日》

て、平成21年には約36万2,000人となっております。

ただ、平成21年の前年比はオホーツク管内が前年度比マイナス3.7%でありましたが、本町は0.6%の増となりまして、わずかながら回復をしてきたところであります。

議員がおっしゃるとおり、大きく増加はしておりませんが、本年3月に高規格道路であります、旭川紋別自動車道が道央圏から遠軽町丸瀬布までつながったことから、これを好機ととらえ、白滝丸瀬布の道の駅におきます町内観光施設のPRやトイレ等の改修を行い、利便性の向上を図り、入り込み観光客の増を図ってまいりました。

網走開発建設部の発表では、8月13日から15日までのお盆の期間、丸瀬布の道の駅は1日平均利用者が3.4倍の7,200人の利用があったところであり、国道333号線、遠軽町瀬戸瀬では1日平均交通量が1万3,100台の30%の増となっております。

このように交通量の増加を予想していたことから、本町をただ車で通過するのではなく、町にお寄りいただくこととしましてオホーツク遠軽産業振興協議会とともに、農・商・工連携の旬のアスパラフェアを行ったところであります。また昨年、オホーツク総合振興局とともに行った海外メディア招聘事業で、帰国した記者が自国で報道したことから、太陽の丘コスモス公園には東南アジアから来園者が増加しております。おかげさまで、報道であったとおり、道の駅の売り上げについても伸びておりますし、まだ開園中ではありますが丸瀬布いこいの森キャンプ場、白滝公園キャンプ場の利用も前年よりふえておりまして、太陽の丘えんがる公園虹の広場も、8月末では前年より利用が増となっております。

御質問の観光振興にインパクトのある目玉として、例えば森林鉄道雨宮21号の路線の拡大、運転手の民間ボランティア導入であります。路線の拡大につきましては、現在いこいの森と一部用地を借り上げております敷地に、約2キロの軌道を設け運行しておりますが、いこいの森敷地内の各施設、敷地の勾配、カーブなどを考えますと、路線の拡大は難しいのかなというふうに考えてございます。

次に、運転手の民間ボランティアであります。SL雨宮21号は議員も承知のとおり小さなSLでございまして、重量が軽く、天候や牽引車両、乗車人数により運転条件が大きく変わり技術を要するものでございます。このことから旧丸瀬布町では、当時雨宮21号を運転していた運転手から現在の運転手が長年をかけて技術や知識の伝承を受けたものでございます。

したがって、技術や知識の蓄積に時間を要することから、機関車を運転できる資格はお持ちであっても、早速ボランティアとしてお願いし、運転をできる条件にはないのかなというふうに思っているところであります。

また、SL雨宮21号は北海道遺産、近代化産業遺産に認定された全国的に貴重な財産であります。しっかり守らなければならないものでありますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） まず、路線の拡大の問題ですが、やはりいこいの森のあの施設の中だけで運行するといったら、拡大といっても限度があるというふうには思います。やはりこういった北海道遺産と言われる森林鉄道をせっかく持っているわけですから、しかも運行させているわけですから、これを広く道民、国民に知らしめるということになると、やはりこの公園の中だけの運行ではなくて、丸瀬布の市街地、あの湧別川を渡ったあの地域から、マウレ山荘のほうまで路線を、昔の森林鉄道のように路線をつなぐということも一つの方策として考えられるのではないかというふうに思うのですが、そういった事業を取り組むということについては、考えられないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） この山田議員からの質問内容を見たとき、本当にダイナミックなこれはインパクトのある事業だなと思いました。そこで、私どももこれについて可能かどうかというのを、今の段階で検証したところでありまして、雨宮21号自体が先ほどいろいろカーブとか、いろいろな話もいたしましたけれども、遺産ということで長く保存しなければいけないということがまず一つございます。それともう一つは、あの機関車自体がやはり相当老朽化いたしまして、その都度、3年前ですか、たしか相当なお金かけて直しましたけれども、胴体部分も余り無理をかけられないというようなちょっと技術的なお話もありますので、なかなかそこら辺ちょっとコースを長くして、果たしてもつものかどうかというような懸念もあるのが事実でございます。そこら辺につきまして、担当のほうから御説明申し上げます。

○議長（前田篤秀君） 工藤丸瀬布総合支所長。

○丸瀬布総合支所長（工藤敏広君） 胴体保存の雨宮21号ですけれども、これについては毎年運行を開始する4月の中旬に、ボイラー協会によります性能検査を受けております。その性能検査に合格しなければ運行はできないと、そういうことになっておりまして、毎年検査を受けているわけですけれども、その検査は、石炭を入れる燃焼口ありますけれども、その鉄板の厚さだとか、それから足回り、すべていろいろなところのポイントを検査するわけですけれども、余り無理をかけるとボイラーが爆発するとか、あるいは煙を鉛管と言うのですけれども、蒸気を沸かすためのその鉛管、その管も大分薄くなっているとか、いろいろなことが検査官から言われているというふうに現場の運転手から聞いております。その都度修復をしながらやっているわけですけれども、余り無理をかけられないので、その辺のところを十分認識しながら運転手は運転しているという状況であります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 旧国鉄のときに全国各地で蒸気機関車が走っていました。しかし、これがディーゼルにかわり、電気にかわって、現在に至っています。そういった中

で、JR東日本などを含めて大井川鉄道などで走っているC62の蒸気機関車などについても、一度退役したものをきちんともう一度ボイラーなど整備して復元をして、今走らせているというのが現状であります。雨宮21号についても、そういった技術をもってすれば、北海道といった札幌の苗穂工場になるのでしょうか、そういったところに持ち込めば、そういったボイラーの部分ですとかも含めて修復はきちんとしたものをつくることは可能だというふうに思います。お金がかけられるかどうかという問題もあるのかもしれませんが、やはりそういった部分で言うと、きちんと休みの期間にそういったものをきちんと修理をして、そして絶え得るものをつくって運行させるということにすれば、路線を延ばして延長して長い時間運行することについても、そういった部分をやれば対処できるというふうに思うのですが、そういった考えはお持ちではありませんか。

○議長（前田篤秀君） 工藤丸瀬布総合支所長。

○丸瀬布総合支所長（工藤敏広君） 今まで路線を延長して運行させるということは、今まではうちの支所でも話をしたことはありませんけれども、今の山田議員がおっしゃったとおり、その都度うちの運転手ができない修繕箇所については専門業者、滝川にあるのですけれども、それらに相談しながら修繕をしているということですので、走って走られないことはないとは思いますが、全体的に運転手から聞きますと、余り無理をしないで大事に使ってほしいというふうなことをお話を聞いているところでございます。

また、今、質問にはなかったのですが、昔、林鉄機関車が山奥から市街まで木材を運んだ機関車でございますけれども、今、当時走っていた軌道の跡地が今一部残ってはいるものの、ほとんどその軌道跡地というのは残っておりません。特に鉄橋だとか、そういうところのけたもほとんどなくなっているということも、お話しさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 外国などではそういった蒸気機関車の路線が廃線になったと。それを地域の皆さんがボランティアで復線をさせるということなど含めて、取り組みが世界各地で行われてますね、マレーシアでもそうです、イギリスでも行われています。しかし、それはどういう形でやるかという、自分たちでお金を出すのではなくて、世界各地にインターネットなどを通じてボランティアの募金を募るのです。線路1メートルを1万円なら1万円という形で、お金を出して民間の人たちに個人の方たちにお金を集める。そして路線をその集まったお金で1キロだとか2キロだとか、年々年々それを延ばして行って三十数キロにするだという運動をずっとやっているところもあるのです。自分たちの町のお金でやろうというのではなくて、そういったことも含めて呼びかけることによって路線の延長、あるいは路線の用地取得、そういったものだって僕は可能だというふうに思うのです、やろうとすればですよ、いろいろな方法はあると思うのです。そういったことは考えられませんか。

○議長（前田篤秀君） 工藤丸瀬布総合支所長。

○丸瀬布総合支所長（工藤敏広君） 先ほども申し上げたところですがけれども、機関車の今後無理をかけられないというお話をさっきさせていただきましたけれども、この機関車54年にいこいの森に運行して今日に至っているわけですがけれども、当時もそうなのですけれども、今も機関車の長距離運行というものは非常に負荷がかかるというお話を現場の人間から伺っておりますので、大変あそこの区間約10キロ市街から下流集落まで10キロあるのですけれども、その間をあの汽車で走らすということは、相当機関車に負担がかかるものだと思いますので、ちょっと難しいのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 非常に消極的ですよ、考え方がね。機械ですから設計図があって現物があれば、部品というのはつくれるのですよ。補強は何ぼでもできるのですよ、できないわけでない。今のままで使おうとすれば無理がかかると、負荷がかかり過ぎて無理だと。それであれば補強すればいいわけですよ、簡単に言うとね。だから、その消極的になる理由がわからないのですよね。冒険を試みようという気持ちはないのでしょうかね。

私、小学生のときに小学校1年から6年まで丸瀬布で過ごしたのですが、そのときには営林署から今の丸瀬布の神社の前を通過して、今の路線直してありますけれども、あそこを通過して森林鉄道走ってましたよ。元気でしたよ。僕たちも用事もないのに乗せてもらって武利まで行ったこともありますけれども、やっぱりそういった元気さというのでしょうか、それがやっぱりその地域にあっても僕はいいのだろうというふうに思うので、しかも、そういった例を見ないようなあいつの蒸気機関車が町のすぐ川の向こうから今でいったら連合の事務所になるのでしょうかね、あの辺からでも、あるいは営林署の昔のあの辺からでも行って、上武利まで行くと、マウレ山荘まで行けますし、森の美術館にも行けますよね。小学校のあそこの美術館にも行きやすい。そういった観光目玉を結ぶという意味も含めたら、結構なインパクトのある路線ができるのだらうと僕は思うのですね。

したがって、今の日本の法律でそういった町が自治体が、そういった鉄道を延長拡大をして運行することができるのかどうかも含めて、できないとするのであれば、それを第三セクターで運営することが可能なのか、あるいはNPO法人だったら可能なのかなどを含めて、そういった路線拡大に向けての研究だとか検討だとかというのをやる気はありませんか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 1時18分 休憩

---

午後 1時20分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 消極的になっているわけではございませんので、私の姿勢として、こういった話はまず検討はしたいと思っております。ただ、先ほど申し上げましたけれども、私どものほうで聞いている専門家ですね、そちらのほうに聞くと、どうも耐久的に無理ではないのというお話もありました。しかし、議員のおっしゃるのはまた別に大丈夫ではないのというのがありまして、これは技術的な話で、正直言って機関車になるともう専門的なメカの話になるので、ちょっと私どもも、もし山田議員さんがそういったものであるなら、何かそういう壊れたとしても余りお金かからないのでできるよとか、そういうふうになればこれからちょっとお教えいただいたりして、検討していきたいということですので、ちょっとそこら辺詰めさせてもらいますので、ちょっと時間をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 今のある雨宮21号という機関車に限定をすると非常に厳しいのもあるのかもしれませんが。しかし、国内で見れば、ああいつて森林鉄道に使われて今動かないけれども保存されているという機関車だってあるのですよね、全国各地に。それをもう1回動かせる状態で動かせるような形にすることだって手入れをすればできるということだってあるわけですよ。やはり今持っている機関車1台でやるのが無理だとすると、どこからそういった機関車を見つけて手に入れて買わせてもらって、それを動くようにして、それも使うだとかという方法だって、いろいろあるわけですよ、やり方としては。そういったことなども含めてぜひ御検討いただければというふうに思います。

あわせて、確かに今のあの機関車を運転してる人にしてみれば、愛着もありますし壊したくないというのがありますし、民間ボランティアという形でいうと無責任に運転されるのではないかということも危惧されて、とてもじゃないけれども民間ボランティアの人たちに、資格持っているからといって、あるいは昔の国鉄の機関士の方々に運転させるのも無理だということかもしれませんけれども、やはりそういった電気機関車もそうですし、ディーゼルなんてそうなのですけれども、運転士にあこがれる人って結構いるのですよね。特に蒸気機関車になったら多分僕は全国各地といたら結構な数の人がいるのだと思うのです、そういった興味を持っている方というのは。そういった部分でいうと、確かにあの面倒ではあるけれども、そういった興味のある人たちに遠軽町に来てもらって蒸気機関車を運転させるということだって、観光としては非常にインパクトのある事業のはずなのです。ぜひそういったことも含めて十分な検討をいただきたいというふうに思うのですが、もう一度。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 先ほど、山田議員さんで、例えば財源的な資金の集め方ですか、そういったこともお聞きしましたので、そういったことも調べてまいりたいと思っております。そして、ただ、大事なものはコストに見合った分だけの効果があるのかということも考

えねばなりませんのでそういったことも。これやるとすればお金どれくらい集まるかわかりませんが、相当なお金がかかるものでもあると思いますので、これはちょっと時間をかけて考えていかなければいけないものかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） では最後に、ジオパークの関係をちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

遠軽町が申請をしておりました黒耀石ジオパークが、黒耀石を外されたということなのですが、今やってます黒耀石の白滝の総合支所の2階につくってますあの事業、これは粛々と作業は進められるのだというふうに思うのですが、ジオパークの認定から外された黒耀石を今後このジオパークとの関連でいうと、どのように位置づけるのか、今までの位置づけとまるっきり変わらずにこのジオパーク推進をやるのか、その辺お知らせをいただきたい。

○議長（前田篤秀君） 佐藤総務部参与。

○総務部参与（佐藤 優君） 白滝ジオパークということで認定は9月4日されました。ただ、その理由をちょっと事務局に問い合わせしたところ、まだ委員の中でも地元の意向を聞かないで変更していいのかと、そういう意見があるそうです。それでちょっと今のところ保留してくださいという、そういう回答をもらってます。だから多分外れるとは思いますが、今のところは保留という形になっております。

それで、今の御質問ですけれども、ジオパークというのはあくまでも地質公園、複数の地質を含んだ公園なので、黒耀石だけをとられると去年は黒耀石遺跡と入ったのですよね、申請書には、そうすると余りにも黒耀石だと柄が強過ぎるという地質のほうが入っていないのではないかとこの指摘が去年ありました。それでことしは支湧別川流域の地質のほうでいろいろやったのですけれども、そこにはかなり地球ができたころからの露頭だとか、それから年代の古いものから新しい地層があるのです。そういうところも入れてということいで多分委員の先生方が黒耀石を外したほうがいいのではないかと、そういう意見があったと思います。

それで、黒耀石自体を例え外れても、今までどおり黒耀石は黒耀石でやっていきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 今までのジオパークの構想でいいますと、黒耀石を見るために上白滝から赤石山に行く通路の散策コースの整備だとか、あるいは下のあれは昔、水戸さんの住んでいたところから行く別なルートだとか、散策路のコース整備だとかいろいろ考えられてましたよね。これらは粛々とこれからもそういった整備など含めて進められるのだと思うのですが、今言われましたように、支湧別川のあの断崖絶壁ありますよね、ああ

いったところまで含めて全体をジオパークとして認定をされて、そこまで拡大をするとなると、あの支湧別川沿いにも、したらそういった散策路を川沿いにつくらなければいけないということになどを考えると、根本的に今までやってきたジオパークとは違う新たな構想というものをつくり直さなければいけないというふうに思うのですが、その考え方をお持ちなのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤総務部参与。

○総務部参与（佐藤 優君） もともとジオパークというのは赤石山の分だけでなく、その白滝地域と丸瀬布地域との供用を申請していたのですよね。ことしは遠軽町全体を入れまして申請をしております。支湧別川のほうはそんなに散策路をつくらなくても、車ですぐそばまで行けますので、そういうことで問題ないと。

それと、いこいの森の周辺には風穴があります。そこにあるのは氷河期を思わせるような植物があります。そこもすぐ山の上でなくても、すぐ下のほうでも見れますので、そういったところもルートに入れたほうがいいのではないかという、そういう指摘もありましたので、そういうところも。それで今後、まず赤石山を中心にしたルートとしては黒耀石ルート、それから支湧別川ルート、それから遠軽ルート、それから丸瀬布はそういういこいの森だとか、それでありまして、生田原についても金山とかそういうのがありますので、そっちのほうもルートに入れたいというふうに考えてます。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 最後にしますが、今出ましたジオパークの関係でいうと丸瀬布の風穴の部分、あの上武利からかなり奥に風穴の部分があります。しかし、そこに行くまでの間で道道整備がされなければならない部分がありますね。まだ整備が終わってない、橋の架けかえは必要になってくる場所もたしかあったはずですよね、1カ所あるはずですよ。そういった部分のしたら道路整備については、どのようなめどをお持ちなのか最後にお聞かせください。

○議長（前田篤秀君） 佐藤総務部参与。

○総務部参与（佐藤 優君） 私が言っているのは、いこいの森のキャンプ場ありますよね、あの裏に林道があるので。そこですぐ見れることと、そういうところがいっぱいあるので、そういうところをルートとしたいと言ったら、余りそういう道路とかを直すことでなくて、車でなるべく行けるようなところをルートとしたいというふうに考えています。

○議長（前田篤秀君） 以上で、山田議員の質問を終わります。

通告5番、岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ー登壇ー

通告書に従って質問いたします。私の質問はお金の全くかからない質問ですので、ぜひ。



愛情あふれる真に町民のための町政の実現に向けてという表題ですが、これは町長の施政方針をお借りしたものです。

地方自治法第1条の2には、憲法25条の理念を受けて地方公共団体の役割として、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする規定しています。

格差社会の拡大に伴って、生活に困る世帯がふえています。厚生労働省の生活保護の基準を下回る低所得世帯数の推計によると、ちょっと古いのですが2007年は4,802万世帯のうち、生活保護で保障された地域ごとの最低生活費を所得が下回り、預貯金が一定未満の世帯を低所得世帯と定義して調査をしたところ、全世帯の4.8%、229万世帯に上るという結果でした。その後もふえていることは先日の生活保護世帯が大きくふえたという報道でも明らかです。

遠軽町の個人道町民税課税人数を見ますと、平成18年度からの5年間で563人も減少し、昨年と比べても106人も少なくなって、課税人数が9,000人台になりました。厳しい生活を強いられる町民の最後の頼みの綱、それが役場です。とりわけ公営住宅や福祉課の窓口は住民の暮らしや命を守るためにとっても大切な役割を果たすことが要求されております。それは困って行き場がなくて最後に決心をして、何とか助けてほしいと頼っていくところが役場の窓口だからです。

かつて福岡市では、生活保護申請をさせない水際作戦と称する市役所の対応のために、おにぎりが食べたいとメモを残して餓死するという痛ましい事件がありました。当町ではそんなひどいことは聞いておりませんが、孤独死はあると聞きました。住民の命と暮らしを守るための体制確立、その中でも特に福祉行政は重要です。福祉の内容は多岐にわたりますが、今回は生活保護申請と公営住宅の入居にかかわる対応について伺います。

この数年来、私が相談を受けた人の中には生活実態を詳しく聞かれたり、基準等の説明もなく公営住宅や生活保護の申請ができなかった人たちがいます。そして、福祉行政に対して不満や不信感を持つ人がふえているように思います。町内では民生委員、児童委員の皆さんも各地域で活動しておられますが、町民の福祉向上のために関係する機関とはもちろんのことですが、住民の身近で熱心に頑張っておられる民生委員、児童委員の皆さんと役場とは、しっかり連携し協力して仕事を進めることが大切だと考えます。そこで、次の2点について伺います。

一つ、町長の執行方針にある五つの柱の中の愛情あふれるまちづくりは、福祉行政に関して具体的にどのように実現されているのでしょうか。二つ目、町の福祉行政の中で民生委員、児童委員はどのように位置づけられているのでしょうか。以上、よろしくお願いたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

岩澤議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

《平成22年9月22日》

まず、一つ目の愛情あふれるまちづくりは福祉行政に関して具体的にどのように実現されているのかということでございます。

さきに私がお約束をいたしました各種施策につきまして、中学生までの医療費助成、子育てを支援する赤ちゃん広場の開設、地域医療体制の充実のための支援、社会福祉施設等の整備に対する支援等、本年度において既に予算化され実現している施策もございますが、限りある財源の中、今後内容を含め、さらに検討し実現を目指す施策もありますので、それらの実現の中で私の理想とする愛情あふれるまちづくりを推進するよう努力いたしますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、民生委員、児童委員の位置づけでございます。

民生委員、児童委員は民生委員法並びに児童福祉法に基づき、地域住民の立場に立った生活相談を行うことや福祉サービスに関する情報提供、社会福祉施設、福祉事務所を初めとする社会福祉に関する活動を行うものとの連携、地域の児童及び妊産婦の生活実態を把握し、必要な援助を受けられるようにしたり、その福祉サービスを行う者との連絡調整を行うことなどを職務とし、厚生労働大臣、北海道知事から委嘱をされております。

本町においても、民生委員、児童委員、主任児童委員合わせて定員76名の方がそれぞれの担当の区域の生活相談助言を献身的に行われており、また町の各種委員会の委員、各種行事、調査などに御協力をいただいているところであります。

福祉、特に生活弱者の相談業務の最前線におられる民生委員、児童委員の方々のより円滑な活動を進めていただけるよう、より密な連携・協力を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 1時50分まで暫時休憩します。

午後 1時36分 休憩

---

午後 1時50分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 再質問をさせていただきます

1点目の福祉行政に関して具体的にというところで、町長、るる答弁されました。私も前年度まで行われていたこと、さらに新しく行われたこと、そういう面で前進しているということは認識をしております。

ところで、町長は3月議会で最も大切にするまちづくりの基本として、元気あふれるまちづくり、未来につなぐまちづくり、そして愛情あふれるまちづくりなど、五つの柱を示されました。さらに、元気にあふれ愛情にあふれる真に町民のための町政の実現に向けて取り組むと述べられました。私も全く賛成です。特に社会的弱者と言われる高齢者、障害を持つ方、そして低所得者に対して優しい心配りのあるまちづくりをぜひ進めていただき

たいというふうに思います。

そこで、実例を二、三お話しして伺いたいのですが、昨年12月、厳しい寒さの中でバス停で夜を明かしたという人が、住むところがないので公営住宅を貸してほしいと役場の窓口へ行きました。ところが詳しい事情を聞かれることもなくて、住所がないからという理由で申し込みを断られております。公営住宅の申請ができるできないという判断は、どこですることになっているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課参事。

○建設課参事（山本善宏君） ただいまの御質問ですけれども、住宅の入居に際しましては、住宅困窮者であることを確認した上で書類関係の受け付けをするという手続になっております。その住宅困窮の中には、所得要件ですとか、あるいは現在住んでおられる、もしくは居住環境ですか、そういったものはお尋ねしながら、書類を提出していただくという手続を踏んでおります。

済みません、1点大事なことを答えておりませんでした。

住所要件ですけれども、どこに住んでおられるかというのは、遠軽町に居住する遠軽町の公営住宅ですので、ということであれば町外の方でも当然申し込みできますし、特に住所要件というのはございません。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） そうすると、住所がないからという理由で断るということはないということですね。職員の方としては、相談に来た人に対しては申し込みさせないということはないということですね。もうちょっとつけ足すと、申し込みの申請をしたいという人に対しては、申請を一応受理するというふうに考えていいですか。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課参事。

○建設課参事（山本善宏君） 受理要件ということかと思えますけれども、まず収入、それから住宅困窮しているということがまず前提になってきますけれども、それが満たされた場合は受理すると。当然申請自体は随時出せますけれども、受理して、その後諸手続入りますけれども、その中で該当しませんよと。もしくは窓口の段階で完全な書類、もしくは口答での御説明受けたりもしますけれども、そうした中で明らかに該当しませんよということをお伝えすることはございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 収入要件も何も一切聞かれないで、その方は住所がないからということで断られたというのですね。今の答弁ではもう今後そういうことはないということですね。よその町から来て遠軽に住みたいという人は住所ないわけですから、ほかの町ですから、当然遠軽町に住所はないわけで、そういう場合もある。（発言する者あり）前の住所があればいいのですか。そういうことですか、はい、わかりました。要するに申し込みは基本的に受理するということですね、要件がそろえばね。主には収入ですね。さっき言われたのでは収入と、その住居の問題というふうに受け取ったのですが。

《平成22年9月22日》

○議長（前田篤秀君） 山本建設課参事。

○建設課参事（山本善宏君） 今、主には収入かということなのですが、住宅困窮わかりやすく具体例で上げますと、今住む住宅に支障あるという、この辺の部分が一番大事でございます、受理した後に委員会ありますので、その中で検討されますけれども、その中で困窮度合いを担当から説明した中で、そこで最終的な受け付けになるわけです。その上で抽選といったような手順、あいていればその場で入れることもありますけれども、申請書自体は受け付けることはできます。ただ、その申請書自体でもう収入が要件超えてるんですとか、そういった場合はその窓口、その場で該当しませんということになります。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 公営住宅に関してはわかりました。

もう一つ、遠軽町の保健福祉サービスのほうで、高齢者の除雪サービスがありますね。これについて障害者世帯で旦那さんが2級で奥さんが3級で、除雪サービスを受けていたのですが、旦那さんが亡くなって3級の奥さんは足が悪くて立っているのもやっとなので、除雪はとてできない状況なのですが、年齢は65歳になってないのです。だけれども実態としてはとてできるものでないし、その方は自分で自宅で倒れて4日ほど起き上がれなくて、やっとな人に助けてもらったという状況の方なのですが、その方が除雪サービスを申請したら、とてできないということで終わっているのですが、こういう場合はその方の実態を見てそういう除雪サービスを適用するというようなことが、この福祉サービス事業条例の一番最後に、町長が特に必要と認めたものという条項があるのですが、そういう条項は適用して、除雪サービスを受けるようにできないものかどうか、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） お答えさせていただきます。

除雪サービスでございますけれども、サービスを受けるための条件といたしまして、まず年齢要件でございますけれども、65歳以上の単身もしくは夫婦世帯で、同じ地区内の御家族もしくは隣近所の方の御援助を得られず除雪ができない方、それからもう一つ要件がございます、今度は身障の部分でございますけれども、2級以上の障害者の単身もしくは御夫婦世帯で、先ほどと同じように地区内の御家族の援助なり近隣の方の援助を受けられない方で、所得要件がお一人120万円、2人になりますと45万円を加算するというような条件がございますけれども、それに合致した方について除雪サービスを行っております。

それで、先ほどお話のありました、旦那様が2級で奥様3級、奥様が65歳以下ということで、まず旦那様の2級該当は当然該当になりますので、御夫婦世帯で除雪ができないということであればサービスを受けられたというふうに聞いております。旦那様がお亡くなりになった後、奥様が申請という格好になりますけれども、まず3級で身障の部

《平成22年9月22日》

分の該当にならない。それから65歳以下ということであれば、年齢要件にも合致しないということで、申請を受け入れなかったという事実はございました。後で確認をしましたらそういう事実でございます。

先ほどの町長の特認事項でございますけれども、例えば御夫婦世帯で住基上あって、例えば片一方の方が入院されてて住基上は2人世帯なのだけでも、実際は入院されていて1人というような場合には、そういう部分で特認は利用をさせていただいております。

個別の案件につきましては、その都度御相談いただきながら、こちらのほうで判断をさせていただきたいと。もちろん担当の民生委員さんとも十分御相談をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） このサービス事業について対象世帯、身障世帯にはこういうふう  
に書いているのですよね、身体障害者1・2級の方がいる世帯で、家族または身内、隣人  
等の援助が得られない方で、旦那さんは2級であっても、家族で援助できる人がいれば適  
用されないのですよね、この文言ではね。ということは奥さんは3級だけれども、奥さん  
もとても援助はできないという判断で適用されているのですよね。奥さんが除雪なんかと  
てもできないという判断された世帯で2級のだんなさんが亡くなって、奥さんは除雪でき  
ないわけですから、隣近所も手助けも得られないわけですから、そういうところにこそ実  
態をきちんと把握をして、このその他町長の認めるものということを利用していいのは  
ないかなと私なんか思うのですが、やっぱり規定どおり年齢、あるいは所得、そういう  
のをきちっと当てはめないとだめなのではないでしょうか。それでは救われない人がたくさん出  
てくるような気がするのですけれども。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 先ほど申し上げたとおり、個別案件につきましては、関  
係民生委員とも十分協議をしまして、こちらで検討させていただきますので、申請をし  
ていただければいいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 了解しました。

次に、生活保護についてなのですが、生活保護というのは、無差別、平等、住居の有無  
は条件にないとされているのですが、また、生活保護の申請に行ったらけれども、申請する  
前に申請書を書く前に断られたという人がおります。遠軽町としては生活保護申請の数の  
枠が決められているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 生活保護の申請の枠についてはございません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 一時期は厚生労働省のほうからそういうのがあるという話をちらっと聞いたのですが、そういうことがないということで安心をいたしました。申請をしに行った時点で拒否されたというふうに、拒否というか断られたと、受け付けてもらえなかったというふうに受けとめている人がおります。私のところに何人か来てました。まず、申請を受け付けるという基本的な姿勢で業務を進めるべきでないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 議員おっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） そういう姿勢で臨んでいけば、申請に行ったけれども断られたというような人が今後は出ないはずですよ。出ないことを期待しています。

次に、民生委員の関係について伺いたいと思いますが、先ほどの答弁で福祉行政の重要なパートナーだと簡単に言えばですね、そういうお答えでありましたけれども、私も全く同感です。しかし、現実には民生委員さんが生活保護の申請に動向したときに、御本人高齢で認知症もあって、余り話もうまくできないということで面接の同席を求めたけれども、守秘義務があるからということで同席を断られたということです。私も何回か一緒に行ったのですが、やはり守秘義務がありますからということで同席を断られました。民生委員法によって厚生労働大臣から委嘱され、道知事からも委嘱された、民生委員、児童委員の同席を拒否するという法的な根拠はあるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） ちょっとそのケースについては、何とも申し上げにくいのですが、民生委員さんがお連れになった生活保護申請の方に、当然私ども生活状況なり、財産の状況なり、預金の状況なりをお聞きするわけです。それで、お聞きして調書をつくって福祉事務所のほうに進達をして認定を受けるという、町で認定をするわけではなくて福祉事務所のほう、道で認定をするわけですから、ある程度の調書をつくらなければいけないという部分なのです。

それで、その申請に来られた方に詳しい生活実態なり財産の状況をお聞きしたら、その民生委員さんが申請者の言葉を遮って、その方が説明しようとなさるという部分がありました。それで、あくまでも申請者のお話を聞きたいということで、民生委員さんの方についてはちょっと座を外していただきたいというお願いをした経緯はあるそうであります。

それで、守秘義務の関係でございますけれども、守秘義務というのは本人同士がお互いに信頼関係であれば、そこに守秘義務は生じないわけですね。ですから、守秘義務があるからということで拒否をするということはないと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 同席を断ったという例があるというお話ですが、最初からなのですよね。私もそうだったけれども、一緒にいていいですかと言ったら、いや、守秘義務がありますから出ていってくださいということで断られました。それは本人の仕事上のこともあるのかもしれないけれども、もしも本人とか家族が同席を求めた場合はどうなるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 本人なり御家族が民生委員さんの方、もしくはほかの方に、一緒に同席していただきたいという御意向があれば当然同席していただきます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） そうすると、今後は守秘義務があるからということで、無理やりではないですよ、いてほしいという人に限ってですけども、守秘義務があるからという理由で同席を断るということはないということですね、そういうふうを確認していいのでしょうか。今、いろいろな問題ありますね、生活保護者からピンハネして、ああいう暴力団まがいのようなこともやる人もいるから、だれでもかれでもということはないと思うのですが、それを許すということはまた別の問題生じかねませんから、だれでもかれでもとは言いませんが、民生委員の方はそのために先ほど答弁にもありましたけれども、本当に生活実態をよく知るために一生懸命頑張っている人たちですから、そういう人たちの同席を断るということはないというふうに理解していいですか。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 生活保護申請者の同意なり確認をとれた段階で、同席は構わないというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ちょっと古い話ですが、15年3月31日付けで厚生労働省から都道府県民生主幹部長にあてた文書があります。生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携のあり方についてというものですが、この中では、民生委員等の関係機関と連携・協力するようにと何回も述べています。そして、民生委員が生活保護上協力機関と指定されていて、生活に困窮する者の発見に努めていることを紹介して、制度への理解と協力を住民に求めなさいというふうに言っています。

民生委員は法的にきちんと位置づけられておりますし、その人たちとしっかり力を合わせることで、より住民の暮らしを守り支えることになるのではないかとこのように考えますが、民生委員さんの中にはいろいろありまして、福祉行政、町の姿勢に対しても不満を持っておられる方もおられるようです。ぜひそういう方とも協力し合って、しっかり福祉行政を進めていっていただきたいというふうに思いますが、最後の質問にします。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、我々民生委員協議会の事務局という役割も担っておりますので、より密な連携・協力を図ってまいりたいというふうに考えております。特に、ことし12月、民生委員の一斉改正の時期でございます。新人の委員さんも新たに生まれることでありますので、ましてや、これまで以上一生懸命努力をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（前田篤秀君） 以上で、岩澤議員の質問を終わります。

通告6番、阿部議員。

○14番（阿部君枝君） ー登壇ー

通告書に従いまして質問させていただきます。その前に、12番高橋議員と重複するところもありますが、私として質問させていただきます。

一つ目に、子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成について。

女性特有の子宮頸がん予防ワクチンの接種費用を公費で助成する市町村がふえています。私は、遠軽町も公費助成を行うべきと6月の定例会において一般質問をいたしました。

そのときの御答弁では、近隣の医療機関ではまだ接種は行われておりません。助成に向けて検討の必要はあるが、当面は早期発見をするための定期的な検診の受診勧奨を推進していきます。検診の機会もふやしていきます。ワクチン助成に当たりましては、医療機関、国の公費負担の検討状況等の情報収集に当たるとともに、町としての助成の効果等について検討を重ねていきたいと考えていますとのことであります。

道内では179市町村のうち、既に22市町村が助成を始め、19市町村でも今後実施されることになっております。9月10日付けの新聞報道では、管内の助成する市町村がふえていると紹介がありました。私は、6月定例会においてもお話ししましたが、がん検診と予防ワクチンは車の両輪であり子宮頸がんを唯一予防できるのであります。そこで、お尋ねいたします。

1点目に、町長は、ワクチン助成の公費負担を決断するためにも、情報収集などを行い検討していきますとの御答弁もされてましたが、どのような情報を得られたのかお尋ねいたします。

二つ目に、町長は、女性特有の子宮頸がんをどのように認識しているかお尋ねいたします。

3点目に、遠軽町も子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成の取り組みを行うべきと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。

2点目に、児童虐待について。

幼い命がまた奪われました。3歳と1歳の幼児が23歳の母親に数カ月遺棄され亡くなるという事件がありました。飢えの中、母親を求め続けたらう子供の叫びが私の耳に響いてくるようです。3月4日には、埼玉県蕨市で2年前に4歳の侍ちゃんを虐待死させ

《平成22年9月22日》



た父母が逮捕されています。病院に運ばれ急性脳性で亡くなったその子は、歩けないほど衰弱し、部屋からは大人の怒鳴り声や子供の泣く声が響き、お水をくださいと哀願する声が聞こえたといいます。3月3日には、奈良県桜井市で、5歳のツキちゃんが親から十分に食事を与えられずに亡くなり（「阿部議員、名前の発言は控えるように」と議長より発言あり）両親が逮捕されました。その子の体重は6キロで1歳児の平均に満たなく、体はやせ細り紙おむつをつけて寝かされていたといいます。1月末にも東京都江戸川区で7歳の男の子が、親から暴行を受けた末に死亡した事件がありました。育ち盛りの子供が両親に見放され命をそぎ落とされる、そのむごい様子を思うだけで胸がつぶれる思いです。環境を選ぶことができない無力な子供の心情を思うとき、母として、また子供を深く愛している人間として座視できない状況であります。

児童虐待の相談件数は、19年連続で増加しており、2009年度は4万4,210件で過去最多ということでした。これは10年前に比べると約7倍と、児童虐待防止法が施行された2000年と比べても2.4倍になります。経済苦や不安定な就労、ひとり親家庭、夫婦間の不和、望まぬ妊娠、育児疲れ、さまざまな要因が浮かびますけれども、そこに共通するのは孤独です。職を失い借金を抱え、生活費や居住費に事欠いても、かつては親族や友人が頼りになりました。しかし、このような安全網がほころび、相談したり救いを求めたりする場は乏しく、あっても見つけにくい。解消されない苦しみや焦りを抵抗できない子供たちに向かわせる、そんな姿が浮かびます。

ことしになって相次いで発覚した事件は、虐待を防ぐための連帯態勢がまだまだ不十分であることを浮き彫りにしております。桜井市の事件では、亡くなった子は生後10カ月の時を最後に、乳幼児健診を受けておりませんでした。市役所の健診担当課は電話などで両親に受診を促しましたが、それ以上立ち入らず、虐待の担当課にも連絡していなかったといいます。

江戸川区のケースも、区の子供家庭センターから学校へ情報が提供された後は、ほとんどが連絡がなく、学校だけの判断で状況を軽視していました。厚生労働省がつくった専門の検証委員会によりますと、虐待死事例の6割近くは関係機関と何らかの接点があり、情報が迅速に共有され、有効に対処できれば救えた命は多いはずとしております。未来ある大切な子供たちを虐待から救える手だてはなかったのか、自治体がもう一步を踏み出す手だてがなかったのか、近所の方々の知らせをもっと生かせなかったものかと心が痛みます。

本年8月には児童虐待死の多発を受け、児童相談所にも臨検が認められることになりました。そこで、お尋ねいたします。

1点目に、遠軽町における児童虐待の実態についてお尋ねいたします。

2点目に、行政や警察、医療機関、乳幼児健診、幼稚園、保育所、小学校、地域、民生児童委員などの連携体制の強化についてお尋ねいたします。

3点目に、母親の育児不安や孤立化が虐待の温床になっていることも可能性として考え

られることから、相談事業の充実も必要であります。生後4カ月までの乳幼児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに対するアドバイスをすることを事業化する考えはないかとお尋ねいたします。

なお、この事業は全国展開されていて、昨年、2009年度まで全国の市町村の84.1%が実施しております。

4点目に、地域の人たちが虐待をうかがわせるような事態を見かけたときの対処法等の周知についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ただいま阿部議員の発言の中で、何々ちゃんという不当な発言がありましたので、議長のほうで精査します。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） －登壇－

阿部議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成についてでございます。

まず、1点目の情報収集についてでございますけれども、まず、全国的なワクチン助成の状況について調べてみましたところ、7月26日現在で、全国で1,727の自治体のうち126自治体が助成を行っております。実施率は7.3%でございます。北海道では12.3%となっております。

厚生労働省では23年度の予算概算要求におきまして、市町村が実施する事業等に要する費用の3分の1相当を助成することが検討されておる状況でございます。北海道にも7月に行われた知事の定例会見において、前向きな検討を進める考えが明らかにされたということでございます。

次に、ワクチンについてでございますけれども、現在HPV16と18型の二つの型に有効な2価のワクチンが承認されています。2価というのは16と18の二つに効くという意味だと思っておりますけれども、そして、もう一つがHPV6、11、16、18型の四つの型に有効な4価のワクチンが承認申請中で、2価よりさらに高い予防効果と子宮頸がん以外にも効果があるとされています。4価と2価の併用は推奨されておりません。4価が発売されるまで待つのも選択肢の一つであるというふうにも考えられております。

次に、実施した市町村の取り組みにつきましては、新潟県の魚沼市では医師会の協力のもと、勉強会や説明会を実施した上で、対象者の65.8%が接種を受けているとの情報を得ております。また、近隣の斜里町での実施報告も情報としては得ておるところでございます。

次に、子宮頸がんの認識についてでございますけれども、子宮頸がんはウイルスの感染で起こるがんでありまして、すべての女性の80%が一生のうちに感染すると言われております。このためすべての性行動のある女性が子宮頸がんになる可能性を持っているというふうに認識しております。また、子宮頸がんはふえておりまして、特に20歳、30歳

代においてふえている状況にあります。

ワクチン接種で70%以上抑制できますが、完全に防ぐためには検診を受ける必要が不可欠であります。早期発見のために検診が大切であります。全国的にも24%程度しか検診を受けていないなどの現状がございます。

次に、子宮頸がんの公費助成についてでございますけれども、国は接種を積極的に推奨するものではない。ワクチン販売から間もなくと期間が余らないということで、知見が少ないために接種事業を実施する市町村を支援するというふうにしております。また、市町村の任意の予防接種で健康被害が生じた場合に備え、民間保険に入る必要が条件となっているようでございます。

以上のことを踏まえまして、現在のところの情報や国や道の予算の動向、補助条件などの内容等を見ながら、さらに検討をしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、二つ目の児童虐待についてでございます。

これは先ほどの高橋議員の質問と同じような答えとなります。一つ目の遠軽町の児童虐待の実態についてでございます。

平成20年度が1件で、内容は身体でございました。21年度が3件、うち1件は町外でございます。ケース検討会議は4回実施しております。内容はネグレスト1件とネグレストと身体両方が1件でございます。遠軽町の実態としては、孤立や育児不安といった背景が原因というより、親の代から続く家族的な背景や育児能力問題から、児童虐待が起こっていることが多い傾向にあると考えられております。

各種機関との連携体制の強化につきましては、以前より関係者が集まり虐待に対する連携を図っておりましたが、平成21年6月には各関係機関の代表者による遠軽町要保護児童対策地域協議会が設立され、より法的に強化されました。また、必要に応じて関係機関の担当者等が集まり開催されるケース検討会議が要項に明記され、より効果的な支援連携が強化され、児童虐待への対応の迅速化が図られております。また、ふだんより児童相談所等の関係機関とは連絡を密に行っているところです。

次に、相談事業の充実についてでございますけれども、遠軽町の母子保健事業では、母子保健法に基づいてこのような社会的な虐待問題が顕在化する以前から、保健師が全員の新生児、乳児の訪問を実施しております。また、必要に応じて継続して訪問等も行っております。2カ月ごろには母子推進員による、お変わりありませんかコール電話相談や、今年度から、ほぼ月2回の赤ちゃん広場を開催し、毎回20組程度の参加を得ており、母親の育児不安や孤立を防ぐ事業として実施しております。

国が進める児童福祉法に基づく乳幼児家庭全戸訪問事業は、まさに従来より母子保健活動として行ってきたものであり、昨年度には遠軽町もこの事業を開始しております。

次に、虐待を見かけたときの対処法の周知についてでございます。

ポスター等では周知を行ってございます。全国的なニュース報道がなされているため、

近隣や祖父母といった周囲からの相談や連絡があります。かなり通報については浸透しているものと思われます。

町といたしましても、乳幼児健診におけるパンフレット配布など、引き続き相談窓口の案内の強化を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 今、御答弁いただきましたが、ワクチンに2種類のほかに4種類ということもありますけれども、私としては、遠軽町は町長の町政に対する基本的考えの中に、愛情あふれるまちづくりというところから、子供支援などの強化をして、だれでも安心して暮らせるまちづくりで、遠軽町は医療機関も多く安心して住める町であるということで、子供を産み育てる方が安心して暮らせる体制を講じてまいりたいとありました。それからいきますと、この国の動向はもちろんですけれども、7月26日の全国の様子とかをお聞きしましたが、それから以降9月に入ってから報道なんかでも随分他の市町村が進んでいることに対しては、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） わたしの政策の中に、愛情あふれるまちづくりについてのございますけれども、先ほども岩澤議員のときもお話しいたしましたが、既に医療費助成ですとか予算化してやっているものもありますし、これから検討されていくものもございます。その中で、すべてのものが含まれているわけではございませんし、また、こういったワクチンについてもその都度その都度検討してまいりたいとも思っております。また、ワクチンにつきましても、ヒブワクチンとかもそういったものも予算化してございます。そういったことで、私の政策についてはそのように御理解を願いたいと思います。

そして、もう1点質問の中では、ほかの町のたくさん進んでいるというなお話でございますけれども、全体的に見れば、たくさんというのはその人それぞれの感覚のとらえ方ありますけれども、全体的に見たら、まだそんなに8割、9割いつているわけでもございませんとは思っております。

しかしながら、私としてましては、6月に阿部議員からも御質問いただいたとおり、検討してまいりますというふうに御答弁申し上げまして、まだ9月の議会でございますので、こういったものは先ほど来答弁してございますけれども、いろんな今情勢がございます。その中で補正になじむものかどうかという検討もいたしておりますものですから、これは新年度予算の中で検討再度されていくというふうに思いまして、6月にもそのような御答弁をさせていただきましたということで、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 新年度予算に向けて検討していきたいということでしたので、かなり期待していきたいと思います。先日も高校生の娘さんを持つお母さんから、遠軽で

はまだでしょうかということをおっしゃって、私としては今のところは見えておりません。その方おっしゃるには、北見まででも行ってでも受けたいというのが、町民の一部の方とはいえ、そういう御意見もありました。何とかこの辺をぜひ新年度に向けて前向きにお願いしたいと思います。

先ほど2点目のところで、町長はおっしゃってましたけれども、女性が本当に一生のうちでかかるのだということで、性交渉によってかかるのだということをおっしゃいましたけれども、それと同時に、ワクチンという部分からいけば、風邪のウイルスワクチンも、これが、では100%対象になったりとか、必ずしもそれがかかるということではなくして、前もって予備というか予防のためにというか、そういう形で受けていると思うのですが、この辺とは感覚は違うとはいえ、風邪のウイルスよりはこちらのがんという唯一予防できるという部分では、もう一步風邪のウイルスよりは予防できるという部分から、観点町長自身はどんなふうに思われますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） それは阿部議員さんと同じ考えでございます。やはり当然風邪で命に直接かかわることは普通は余りない、そういうワクチンと、やはり子宮頸がんになりますと直接命にかかわるということで、それは命にかかわるということでは風邪のワクチンよりは、それは子宮頸がんのワクチンというのは重要だろうというふうには認識してございます。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 風邪のワクチンは助成していただいていると思いますけれども、それからいくと、この前向きにということで私もここで引っ込めざるを得ないのかなと思うのですけれども、3点目のところでありますこの公費助成という部分では、本当に子供たちが将来遠軽の宝であると町長の町政の中にもありましたけれども、明日の遠軽の活力となるためにも大事な観点から、次世代を担う女性のためにも本当に必要なことだなとつくづく思います。遠軽町は自衛隊の存置というか存続も考えておりますけれども、本当に今後健康な女性が遠軽町にはどこよりも考えてますよという町長のそういう思いも、私は町政の中にあらわれていいのではないかなと思うのですが、その点はどうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） それで、そういったことで、6月にもお答えしましたけれども、いろいろな状況を見ながら検討をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 今後に向けてなのですが、精度の高い検診の普及ということが求められると思うのですね。6月でも言いましたけれども、今の触診とエコーだけではなくて、HPV検査ですか、その辺の細胞診だけでなくHPV検査もともにあわせて全が

ん病検査をやっていただきたいということへの提案と、あと子宮頸がん予防ワクチンの公費助成がやっぱり何としても実施するためにも、一般への啓発、学校への性教育というか、このウイルスに対する認識等もやはりしっかり実施していく必要があると思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 検診の関係でございますけれども、HPVテストについて前回阿部議員から御質問があり、全がん状態でがんの早期発見に有効と言われてる検査で、この検査を集団で取り入れてはいかがかという内容であったかというふうに認識しております。このHPVテストでございますけれども、検診を委託しております旭川のがん検診センターに確認をしたところ、現在、集団での検診は行っておらず子宮頸がんにおいて経過観察中の方に対して行うという場合はあるそうでございます。

全国で実施している市もありましたが、一般的に経過観察中である一定の条件に該当する方に対して実施する検査でございます。したがって、現時点でこのHPVテストを集団で行うことについては、プライバシーの問題もあり集団での検診には向いていないのかなというふうに判断をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 旭川のがんセンターで言われたこともあるでしょうけれども、これは本当にそのところでは見落とし、1,000分の1だとかという、そういうお話は伺ったのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） この検査の有効証明につきましては、この検査自体が全がん状態を発見するものでございまして、この全がん状態が必ずがんになるものではございません。全がん状態でも異常な細胞がまだ見られていない状態からがんになるのは数パーセント、進行も数年単位でゆっくりと進むため、経過観察する機会が多いということでございます。この検査を行うことについては、がんではないかという本人に不安を与えたり必要のない切除などの治療につながったりするおそれがあるということから、厚生労働研究班は、2009年にHPV検査は住民検診としては進めないという指針をまとめております。

検診に導入する自治体は、そういう事情も十分住民に説明する必要があるというふうな指導を受けているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） そうしましたら、精度の高い検診の普及ということでお願いしたいと思いますし、春というかこの検診も終わったことで、厚生労働省でいっている50%に近い検診率も上がったかと思うのですが、今の時点でどの程度上がってますでしょうか

か。

○議長（前田篤秀君） 深澤保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（深澤万喜子君） 9月には終わっているのですが、まだ厚生病院での検診、それから冬に向けてのがんセンターでの検診もまだ残っておりますので、ちょっとまだ今の時点で受診率というのは出しておりませんが、昨年並みの申し込みはあります。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 昨年並みというのがちょっと寂しいのですけれども、もっと一般的な啓発というのは本当に大事なのではないかなというのを感じました。

次に、児童虐待について質問します。

先ほど、件数のことでお聞きしましたけれども、これはあくまでも表面に出てきたものだと思うのですね。2点目にあるこの連携については、昨年6月に関係機関の方がケースのそういう説明をしたということなのですからけれども、実際的にはもっとこの細かな横の体制が必要ではないかと思うのですね。

例えば、民生委員、児童委員の方、昨年育児ノイローゼになったお母さんが本当に自分でもどうすることもできなくなって、どこへ言ってもいいかわからないと、どこに求めていいかわからない状況下にいるときに、民生委員の方にお話しすることで保健師さんとの連携もとれたと。よく聞きましたら保健師さんもちよこちょこ入っていたということなのですからけれども、ですけれども、もっと地域ぐるみで連携を強化していくという考え方は今お聞きした町の方だけでなくて身近な地域ぐるみでということでは、いかがなものでしょうか、地域ぐるみで検討していくというか。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 児童の虐待について地域を包括したような連絡体制というのが現在ございません。地域に密着された民生委員さん、もしくは家庭訪問している保健師の活動の中で、それぞれ掘り起こしを行いケース検討会議にかける、もしくは自尊につなげる等々の活動を行っているところでございます。

なお、学校で発見された場合につきましては、教育部局から連絡が入ることになっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） ケース検討会議ということではわかりますけれども、ただ、こういう虐待というのは、やってますよというわけでないですし、お母さんのほうも、お母さんに限らないですね、その家庭の中で起きている状況というのは地域の住民が一番わかるというか、感じるころだと思えるのですね。ただ、私もお聞きしたところによると、それを言ってもいいものかどうかということで、非常に悩んだのですと数年たってから聞かされたのですけれども、大事には至らなかったのですけれども、そういうときにいつでも近所の方が相談していけるような、そういう体制というのはいかがなものでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） 先ほど、昨年の6月に遠軽町要保護児童対策地域協議会というのを設立したという御説明をさせていただきましたけれども、地域住民でありますとか、関係機関の方から相談通報を受けた場合に、私ども保健福祉課、もしくは各総合支所の地域住民課で検討をして、会議を開くかどうかという判断をさせていただいております。それで、現行の相談なり通報を受け付ける体制としましては、保健福祉課なり各支所の地域住民課が行っておりますので、そちらのほうに通報なり御連絡をいただければ、検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） 福祉課が通報を受ける窓口といいますか、一般町民の方はそのことがわからないのですね、どこへ申し出ていいかわからないと、そういう状況下に今後そういう知らせていくというか、地域の自治会ですか、そういうところに知らせていくとか、そういうふうな今後の考えはありますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） その予防児童対策協議会のPRにつきましては、民生委員協議会なり保健師の通常の活動を通じてPRすることはもちろんでございますけれども、例えば先ほど申し上げましたように、乳幼児健診のときにそのようなパンフレットを配ってはいかがかというような御指導もございましたので、その辺についても今後検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 阿部議員。

○14番（阿部君枝君） それでは、ぜひその辺をやっていただきたいなと思います。本当にこれちょっとさかのぼるのですけれども、産後うつだとか、そういう部分でお母さんが子供さんを虐待するとか、なかなかそれに気づいてもらえない、サポートしてもらえない状況下とかということが現実にあることもお聞きしておりますけれども、そういう部分では本当に、それぞれの地域にあつて、これぐらいのこととか、こんな状況下で児童虐待がされているなどは本当に思わないところで起きているのが現実だと思うのですね。それで、先ほどお聞きしましたら、保健師さんたちの本当に献身的に各乳幼児をきちっと回っていただいているということでは非常に安心しました。ですが、やはりそれより上の子供さん、例えば小学校、幼稚園以上の子供さん、その辺のところの対応という部分ではもっと地域が一体になっていかなければ解決していかないというか、今後ふえていかないとも限らない問題ではないかなと思うのですが、ぜひその辺のところを今後に向けて、御返答いただきたいと思ひます。

○議長（前田篤秀君） 岡村保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡村 宏君） その辺も含めまして、今後さらにPRをさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。



○議長（前田篤秀君） 以上で、阿部議員の質問を終わります。

3時5分まで暫時休憩します。

午後 2時48分 休憩

---

午後 3時04分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告7番、杉本議員。

○10番（杉本信一君） ー登壇ー

同僚議員のすばらしい質問の後、6ページにも及ぶ質問の後、たった4行の質問で大変申しわけございません。乱暴な質問ですけれども、優しくお答えしていただければありがたいかなというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

平成19年度から実施されている文科省による全国学力学習状況調査において、本年度も北海道は小学校では、下から2番目という結果に終わりました。

遠軽町においては、その北海道の中でどの程度に位置しているのか、また、このような状況の中で当町においては今後どのような対応をとっていくのか、お伺いをしたいというふうに思っております。

余り短いので、ちょっとだけつけ加えさせていただきますけれども、学力テストでは秋田県が3回連続ですか、最上位ということで、それに続くのは福井県ということで、なぜか日本海側のほうに固まっているのも、どういう秘訣があるのかということも非常に気になる場所ではありますけれども、この広い北海道の中で当町がどの程度に位置していて、例えばそれが学力が高いのは都市部に固まっているのか、もしくはその辺境の地が逆にその平均点を押し上げているのか、そのあたり、分析されていけばそこまで教えていただきたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） ー登壇ー

杉本議員の御質問であります。

全国学力テストの結果と今後の対応に関しまして、お答えをさせていただきます。

1点目の遠軽町は北海道の中でどの程度に位置しているのかとの質問であります。本年度の調査は抽出校と希望利用校に分けて実施されており、結果もそれぞれに分けた報告を受けております。

その調査結果による平均回答率を見ますと、本町は、一部で全道平均を上回る結果もありましたが、それ以外は全道平均をわずかに下回る結果でありました。なお、詳細な結果については国の実施要領により、序列化や過度な競争をあおるおそれがあるなどの理由から、公表を差し控えさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

《平成22年9月22日》

2点目の今後どのような対応をとっていくのかとの質問であります。これまで本町におきましては、本調査で得られたデータをもとに、各学校において児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育指導や学習状況の継続的なプランの確率に取り組んでまいりましたが、9月の校長会議におきまして、本調査の結果をどう受けとめて、どう生かすのか、また、これまでの方策、実施計画、検証の視点の見直しの必要はないのか、いま一度検討を指示したところであり、今後も本調査結果を分析・検証し、明らかとなった課題について学校とも連携を図りながら、児童生徒の学力向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） ちょっと私の認識不足を、まずおわびを申し上げなければならぬと思います。抽出校と参加校、その部分でわけて結果が出ているというのは大変申しわけありません、知りませんでした。

今、参加希望校の中では、全道平均を一部で上回る、それ以外は若干下回っているという状況だということなのですけれども、それは小学校も中学校も両方とも同じような傾向が出ているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） 質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申しあげました、町内の学校にあって、一部全道平均を上回っていたのは中学校の国語でございました。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） だんだん希望がなくなるような話になってきているのですけれども、中学校の国語の部分だけということでありまして、前回も含めた中でそういう結果が出ているということに対しては、どこにそういう結果になる原因があるのかということの分析は教育委員会としてされているのか、もし、されているのだとすればどういう原因が見当たるのか、心当たりがあるのかということをお教えいただければと思います。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お答えさせていただきます。

これから申し上げることは、あくまでも私個人の見解であることをお断りさせていただきますが、議員先ほどの質問の中で、過去4回の調査結果で、特に学力学習状況調査の結果、高いほうに位置している幾つかの県、具体的にお話しされましたけれども、実際にそれらの県でどのような教育活動が展開されているのか十分に把握をしているわけではありませんが、私自身が収集した情報等をいろいろ考えてみますと、陰の部分もあれば日向の部分もある。つまり手放しで必ずしも喜ばれる状況にあるのではない、私はそのように受けとめています。つまりすべての子供たちが、生き生きと楽しく目も輝かせて学習活動に

取り組んでいるのかということ言えば、ある場合には、叱咤激励されて辛い思いをしていという場面もあるやに伺っています。子供たちの少なくとも小学生時代、中学生時代の学校生活はどうあったらよいかということ言えば、基本的には学校が楽しく、たくさんの仲間と交わりながら人との関係を築く力、あるいはコミュニケーション能力を高める、そういった活動も重視しなければならない。

したがって、これまで4度にわたって実施されている国語と算数、数学のこのような方法によるデータを過大に評価するのは戒めなければならないのではないかというのが私の思いであります。

私は、小学生、中学生、高校生に、機会あるごとに話しかけているのは、表情もまた学力だと。つまり生き生きとした姿で学校に通い、あるいは下校する姿、あるいは課外活動に取り組む姿を見たときに、町内の子供たちが、例えば全道平均に比べてやや劣っていることを必要以上に悲観する必要もなかろうと。今回までの4度にわたるこの調査において、最大の成果は何であったかと問われれば、子供の学力とは何だ、身につけさせたい力とは何だということについて、教師も保護者も地域住民も一緒に議論できる機運が生まれてきたことではないか、こんなふうにとめておられるわけでありませう。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 教育長のおっしゃられる部分は非常によくわかります。私もあと半年で50を迎えるのですけれども、仮に例えば自分の周りの人間を見てきた中で、優秀な大学を卒業された方が、ではその地域に帰って本当にその地域のために頑張っているか、もしくは本当に高校を卒業をされて、そのまま働かれた方が逆に地域のために一生懸命汗をかいて、やっぱり人間その学歴ではないなというのはつくづく思うわけでありませう。

ただ、本年度ちょっと私事で申しわけないですけれども、日本全国各地を回らせていただいて、いろいろな方といろいろな議論をさせていただいている中で、北海道、そして自分たちが住んでいるこの地域に対して非常に今我々の年代は危機感を覚えています。というのは、優秀な人材は例えば遠軽の中学校を卒業をして、その上のほうにいる非常に優秀な勉強のできる方々は町外の高校に進んでしまう。そして、例えば旭川なり札幌なりの高校から、例えばです、名前を挙げては申しわけないのかもしれないですけれども、北大に進んだり東大に進んだり。その人たちが実は帰ってきてないだろうと、そういう優秀な人材が北海道にとって非常にこれが今、北海道の我々の年代の連中と話しているときに、これは将来的にまずいだろうという気がしてならないわけですよ。

それぞれ保護者にも私たちにも考え方の差があって、民主党の人気のある女性議員が事業仕分けとやらで、2番じゃダメなのですかという発言をされましたね。私たちは1番を目指してやってきたのがここまで来た日本だというふうにご考えております。これが2番でいいとか、3番でいいという機運が当たり前になってしまうと、上を目指す気持ちがなく

《平成22年9月22日》

なってくるのだろうと。北海道、今これだけ元気がなくて遠軽町もこれだけ疲弊し切っている中で、そういう人材がどんどん都市部に集中していくことによって、何が起きるのだろうというシミュレーションを今いろいろ考えてます。では、どうやったら地域に活力を取り戻せるのか、北海道に元気を取り戻せるのかと。2月に今農水省戻りましたけれども、木村俊昭という人間をお願いをして講演をしていただいたときに、彼の話の中にも非常に耳に残る話がありました。地域に人材を育てなければいけない。人材というのはその人の材料でなくて、財産になる人の宝を地域にちりばめないと地域はよくなる。そういう観点からいくと、確かに勉強だけではないし、私もPTA活動の中で長年やらせていただいて、その子供たちがやっぱり目を輝かせて本当に元気に遊んでいる姿というところに、非常に好感を持ってきたのですけれども、ただこれから先15年、20年というスパンで見ていったときに、この平均的な学力を上げていかないと本当にこの先どうなるのだろうと。

例えば、経済界でいえば、今この優秀な人材が今日本にいなくなるだろうという一部の大企業が心配をしていますよね。一部報道というか経済誌の中では、インドの優秀な学生を日本に移住させるというような話もちらっと聞こえてきております。それぐらい今心配な状況の中で、日本全体がゆとり教育も今見直されて変えられようとしている中で、教育長の言っていることも非常によくわかるし、それも並行してやっていかなければならないというのも、それが冒頭述べたようにメインだと思うのです、元気な子供たちがいることが本当に一番いいことだと思うのです。ただ、今それだけで現状を見ずにいったら、この遠軽町、もしくは北海道というところは本当に取り残されてしまうのではないかという心配をしているわけですね。

ですから、やっぱりその原因を今質問させていただいたことにちょっと大変申しわけないですけれども、明確な御意見をいただけなかったのですけれども、分析はいただけなかったのですけれども、その原因をやっぱりしっかりと見きわめた上で、現実ですね。だから今あることというのはいいのですよ、今この結果というのは、全然構わないと思うのです。ただ、これから将来に対してどういう明確なビジョンを持って教育をやっていくのかということ、これから5年10年というスパンの中で、それが見えてこないと逆に言えば親、保護者の人たちは、その自分の子供たちの将来に対して心配・不安を抱かざるを得ないという状況が発生するのではないかと思うのですね。

そのあたりの先ほど私が質問させていただいた、要するに過去の原因というのがわかるかわからないかは別にしてですね。その4回の過去のテストの結果を分析した上で、どこにそういう原因があるのかというところの分析結果というのはお示しいただけないでしょうかね。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お答えをさせていただきます。

杉本議員の核心に触れたお答えになるかどうか自信はないのですが、その原因として、

私自身が受けとめていることの一つに先ほど申し上げた学校教育に求められているもの、子供のどんな姿を期待しているかということについては、義務教育の範疇の部分としてお受けとめをいただきたいと思います。

子供たちはやがて高等学校、さらには上級学校に進学するわけですが、ある部分の子供たちが町外に転出しているという現実もあります。これは現在の遠軽高等学校の校長先生初め先生方が今真剣に考えていることでありますけれども、ここ数年来遠軽高等学校を希望する生徒が全員入学する状況にあります。こういう状況下にあつて、受験を控えた中学生の意欲が高まらない。やってもやらなくてもどうせ入れるものだから、こういう安易な状況というか、これも子供たちの中には深く影響をしている。あわせて高等学校に進学する子供たちが多様な子供たちが入ってくる。真の意味で、次の段階をねらつてという思いの生徒もいれば、余り向学心に燃えていない状態で入学する子供たちもいる。そういった生徒に対してどういうカリキュラムを設定することがよいのかという観点から、実は明年度から導入されることになっていますが、遠軽高等学校は普通科単位制を導入することを考えています。当然それに伴つて教員数もふえるわけですが、あわせて子供たちのこれからのあわせた教科、カリキュラムを用意して、それぞれの進路にふさわしい選択ができるようにと。したがつて、次のレベルで、あるいは全国の仲間と競争できるだけの力を備えたいという希望の子供たちにも対応していけるようなことを、今、検討をしていると伺っています。

したがつて、遠軽高等学校もこれからの高校としてのありようについては、強い危機感を持って、将来に向けての検討を加えているというお話も伺っていますので、有能な人材が都市部に流出していくというこの現状を変える起爆剤になるのではないかと私自身は期待を寄せているところであります。

以上です。

**○議長（前田篤秀君）** 杉本議員。

**○10番（杉本信一君）** 非常にわかりやすいお話だったのですけれども、まずちょっと先のほうの話に戻ってしまいますけれども、その学力テストが国の方針として過度の競争をあおらないよつというよつなことのつ中、その地域の順位づけをしないということは確かにあると思ついます。

ただ、そういう風潮が教育現場の中でも起きてるよつな気がするのつです。序列をつけないというこつが。では本当にそれが悪なのつ、善なのつというこつは、これはだれにもわからなつことだと思つのつですけれども、少なくとも今教育長言われたよつに、答弁の中にあつましたよつに、向上心というこつに対して非常に欠けてくる部分がある。いわゆる競争がなくなつてしまつてるわけすよつね。学校現場の中、はい、皆さん、例えつこの辺ではないのつすけれども、都会で十数年前にあつた話、運動会で1等、2等、3等をつけないというのつ聞いたこつがあります。全員が1等賞。だから頑張つた人も頑張らなかつた人も一緒なのつかいという話になつちゃうわけすよつね。これが何を吹き起こ

《平成22年9月22日》

すのかということは、多分釈迦に説法だとは思いますが、ですから、やっぱりそういう部分の中では小さいころから競い合っているということも、一つ重要なことだというふうに私は考えているのです、個人的に。

ですから、その今ある遠軽高校の状況もよく御存じでしょうし、受験した人間が全員入れるという状況の中から向学心が生まれてこないという分析もされているわけですから、ですから、そこをやっぱり改善していく必要があるのだろうと、小学校の段階から。先生方と一緒にそこを変えていって、この地域に将来的に住んでいただく子供たちに、やっぱりそこそこの学力を身につけていただいた上で、地域の活力になっていただかなければならないということが非常に大事なことだというふうに考えているのですけれども、ただいかにせん、私は小学校のPTAの関連から離れて、もうやや5年ぐらいいになりますけれども、見させていただく中ではやはりその学校現場で先生たちが非常に頑張っているのは目につくのですけれども、ただ、その頑張っている内容が結果に結びつかない、もしくは考え方が若干首をかしげるという場面が多々あるというふうに感じております。ですから、教員の資質を上げましょうという機運も確かにあるのですけれども、それが現実のものになっているのかというところが非常に疑問を持つわけですよ、先生方に対して。

だから、それが今この結果として全道平均をやや下回るという結果を生んでしまっているのだという意識が、小学校、中学校、遠軽町が管轄してる中で教職員の皆様にその意識があるのかどうか、危機感があるのかどうか、この辺はどういうふうにとらえていらっしゃるでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お答えをさせていただきます。

少なくとも町内の小中学校の先生方及びその他の職種の職員の皆さんも、現状に甘んじてこれでよしというふうを受けとめている人は、だれもいないと信じています。その上で、学校として何ができるか、何をすべきか前向きに考えてくれていることは、数々の報告や先生方との意見交換の中でも実感できます。

あわせて、町内の数ある学校がどういう形であればよいかということについて、従前にも増して先生方と保護者、とりわけPTA、そして地域の方々も交えてひざを突き合わせであるべき姿を議論していただいて、熱気あふれる学校運営ができることを私としては心から期待をしますし、そういう支援ができればと、このように考えています。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 教育長というお立場上、またその教育委員会という組織上、先生方をそういう形でかばわれるせりふは多々聞くわけなのですけれども、これは町内の校長先生等ではありませんけれども、ある場面で校長先生、何人か目の前にして議論をしたことがあります。校長先生というのは学校の中のリーダーですよ。ある意味では先生たちもその教室の中のリーダーなわけですよ。うちの先生たちは優秀でよく頑張ってます

というせりふはよく聞きます。だけども、結果を伴わないということの中では厳しい言葉で言ってしまえば、リーダー失格なのですね、私たちの考え方の中では。リーダーというのはその集団を生意気を言って大変申しわけないのですけれども、我々が教えてこられたのは、リーダーはその集団の中で、その集団をある一定の方向に引っ張って行って、結果を出す人なのですよ、結果を残す人なのですよ。その地位に甘んじてるとは言いませんけれども、やはりその結果を出していただくことがいわゆるリーダーとしての資質という考え方を持っている人間も少なくない。そういうことの中では、先生たちをかばうのは当たり前なのですけれども、我々に対して先生が一緒に悪口を言ってもらったら困る、逆にね。困るのですけれども、それをしっかり真摯に受けとめていただきながら、結果を出すために何をすべきかということをやっぱりきちんと示していただかなければいけないということだと、私は考えるのです。

その中で、ちょっと論点を変えますけれども、実は、私の友人が福井県の教育行政に詳しいところがありまして、ここは町長もよく私の話を聞いていただきたいのですけれども、教職員組合とその市の教育委員会ががっちりスクラムを組みまして、何とかこの町を全国学力テストで一つでいいから1番をとれる町にしようという取り組みをされたそうです。そのときにやったのは、先生たちにお願いをして、家庭で15分から20分でできる宿題を毎日出さしたと。非常に親の反発も逆にあったし子供たちも反発をしたらしいのですけれども、それを6年間積み重ねてその学力テストで100点をとれる子供を半分つくった。いい悪い別にしてですよ。今まで30点、40点しかとれない子供たちが100点をとれるようになった。ほかのテストは悪いのだけれども、国語だけ100点だったと。そうするとうれしいわけですよ。だから、次の教科でも100点をとるために頑張るという方法を覚えた。その15分という宿題は家で机に向かう習慣というのを6年間につけさせる。小学校1年生から宿題を出して15分だけ向けさせる、机に。そういう取り組みをされてきたわけです。

そこで、何が起こったか、人口が減らないのですよ、なぜだかわかりますか。今もそうですけれども、家庭の総収入は年収は減ってますけれども、家庭における教育費は多分御存じだと思いますけれども、年々上がってます、教育費がですね。あそこの町にいけば、子供たちが少し上に向かうという風潮がその県内の中で非常に出てきたそうです。これはやっぱり一つヒントのような気がするのです、私は。遠軽高校という大きなその学校があつて、揺るぎない学校があつて、そこにつながる道をやっぱりしっかりと、競争しながらつくってあげる。遠軽高校から北見の高校や旭川の高校や札幌の高校に行かなくても、自分が希望する大学に入る道が見えてくる、そういう道筋をつくったときには、多分10年後、15年後に遠軽町の人口を減少から逆に微増に変えられる時代が来るのではないかとこのように考えているのです。

ただ、そのためにやるべきことというのは、やっぱり教育長はもちろんのこと町長みずから教職員組合としっかりと向き合って、お願いをして、こういう方法、この方法をやれ

ということではないですよ、その教育の質を高めるための方策を打っていくということが一つのまちづくりのきっかけにもなるでしょうし、先ほど冒頭で言わせていただいたこの地域に人材を育てる、とどまらせるということになるかと思うのですけれども、そのあたりに関しては、町長はどのように思われるでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 教育の実際の中身については、これは教育委員会の所管ですので、私の方では答えることはできませんけれども、今の議員の御質問はまちづくりという観点でのお話となりますと、私も昨年来からいろいろなところで同じようなお話をさせていただいております。それは今やはりこの厳しい経済状況の中、特に地方と都会の格差は非常に大きいものがあるということで、これは非常に問題だというふうに認識しております。

しかし、それは今そういう現実を踏まえた中で、しかし、遠軽町にはこれだけの今2,500人でしょうか、人口がおるわけです。これはやっぱり厳しい都会に比べたら給料も安いです。その中やはりここに暮らしているその、やっぱり親は何のためにこういうところでも、条件の中でも暮らしているか、これはやっぱり何が言いたい、子供の教育というのは非常に大きいものがあると思います。その中で先ほど来から教育長が言ってますけれども、教育というのは学力だけではない、生き生きとして暮らす力をつけるということは、いろいろなこれは見方がありますから、私は申し上げませんが、いずれにしても教育というのは非常に重要であるというふうに認識しているところでございます。

それで、その中で一つ特徴的なことを、先ほどから議員おっしゃっておりますけれども、遠軽高校について町外に中学校を出て出ているということは、私も非常に感じております。私も議員と同じく卒業生の1人として、皆さんも同じように考えていることはわかりませんが、最近特に遠軽高校なんかとか、そういう地元の遠軽町民にそういう言葉を聞くのが非常に悔しくてならない。だから、ここを何とか変えていかなければならないというふうには思っております。それはすなわち直接人口の増減にもかかわる問題であると思っております。

そういった意味で教育長も先ほどから、遠軽高校の単位制ですか、そういったこともあるといふことで、遠軽高校にもこれから期待をしているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 遠軽高校はさておきまして、単位制という道がどういうふうな進み方をしていくのかというのは若干見えない部分があるのですが、それは別としまして、小学校、中学校の中で必要最低限の教育だけではなく、やっぱりもう少し思うところのある子供たちがその目標をかなえられるような体制に持っていっていただきたいというのが、つくづく思うことなのです。虐待の話の中で同僚議員から、子供は親を選べないというお話もありましたけれども、実は小学校、中学校の中では、子供は先生



を選べないわけですよ。これも現実だと思います。先ほど格差という言葉は町長のほうからありましたけれども、教育格差というのは間違いなく今生まれてきているわけで、ただ子供たちにとって、親を選べないのと同様にその先生を選べないという状況、生まれ育った地域によって、自分が思う教育が受けられないということがあるとしたら、それは大きな問題なのだろうと思いますし、なぜ地域で格差ができてしまう、いろいろな要因もあります、私たち親の側にも大きな問題があるのも承知の上で、ただ義務教育という部分に関しては、やはり今よりもう1段2段そのレベルを上げていただかないと、これから先のこの地域、これから先の北海道を考えたときに、冒頭にも述べたように非常に危機的状況だろうというふうに考えているわけです。

先ほど、例として挙げさせていただきました、例えばそれがどの段階からは別として、子供たち、うちの子供も中学校2年生ですけれども、ほとんど宿題というのは持って帰ってきませんね。小学校はほとんど先生は宿題を出しませんでした。子供がうそついているのなら別ですけどもね、実は出たのかもしれないけれども、そんなような状況の中で、そういうことを少し改善していこう、教育の時間数もふえていく中で、そういう部分を改善していこうと、そういうことを、少しでいいから私が例に挙げさせていただいたものを参考にさせていただければありがたいのですけれども、そういう形に持っていこうという方向性というのをお考えの中にありますか、教育長。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お答えをさせていただきます。

先ほど、私の答弁の中で立場上教育長は町内の先生方のかばう気持ちはわからんわけではないという御指摘をいただきましたけれども、私自身はかばえないもののかばうつもりは毛頭ございません。

先般の9月の校長会議の折にも、語気を強めてお話をさせていただきましたが、先生方には、日ごろ自分が子供たちを前にして展開している授業をふり返ってほしい。その結果が一部ではあるけれども、この学力、学習状況調査の結果としてあらわれている、こういう受けとめをまず第一義的にはしてもらいたい。さらに、子供たちの学力を高めるとか、基本的な生活習慣を身につけさせる、これらの課題は学校、とりわけ教師だけの手に負えるものではありません。当然御家庭の理解も協力も得なければなりません。そういう意味で議員のお話にもありました家庭学習、言葉を変えますと宿題と表現してもいいでしょう、そういう取り組みも保護者を交えた話し合いの中で出てくる手法であって、決して安易に学力を高めるためには宿題を大量に出すことが近道だなどという安易な考えに走ってほしくない、強く指摘をさせていただいたところであります。

私もこれまで以上に、足げく学校に足を運んで個々の先生方と意見交換をしたり、教室に出入りをさせていただいて、私の感想なども含めて指摘すべきことは指摘をしてまいりたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 非常に力強いお言葉をいただいたなというふうを考えているわけですけども、最後に1点だけ、講師で来ていただいた木村氏のお話の中に、もう一つだけあった話なのですけれども、子供たちにとって、特に小学校ですね、彼は全国各地を回りながら、どこを見ても郷土に対する愛、郷土愛というものを植えつけられていない地域が多い。学校の中で地域を愛するという気持ちが薄れてきている。それは彼なりに分析をしてみると、いわゆる愛国心というところにどうしてもつながってしまうイメージがあることによってその郷土愛がはぐくまれない。ですから、地域が寂れていこうとするときに、簡単にその大都市に都市部に移ってしまう、そんな傾向も結構見られるんだよねという話が雑談の中でありました。これがやっぱり全国回らせていただく中で何となく最近肌で感じる部分でありますし、例えば、自分の子供たちの話を聞いている中でも、ちょっとやっぱりそうなのかなというのを感じるところであります。

その中で、学校現場において先生たちはどうしても転勤の中で、なかなか最終的に終着駅にたどり着くまでに相当な時間がかかることの中で、その個々の先生にとっては我が町遠軽町も通過点に過ぎないのかもしれないですけども、割と6年、7年、8年と長い期間いらっしゃるわけですから、君たちがこの地域に何ができるか、君たちの地域は本当に素晴らしいよねというような、そういう教育をしていただけるような方向性というのはつけていただけないものでしょうかという質問で終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） お答えをさせていただきます。

たびたびお断りを申し上げつつ、お話をさせていただきますが、これから私が話をすることも、私自身の個人的な見解であることをお断りさせていただきます。

郷土愛とは何か、あるいは郷土愛なるものはどうやれば育つのか、これは私にとっては大変重い問いであります。一つ自分の体験として感じることもありますが、自分が幼きころ、思春期のころ、青年期のころ、遠軽町に住んでいた。あのときに隣に口やかましいおじさんがいた、けども今思えばあの口やかましいおじさんの一言が身に染みてわかる年ごろになった。あるいはあのおばさんには、自分が小学生のときにたくさん迷惑を掛けた、お世話にもなった。あのおばさん今どうしているだろう。あるいは自分が少年団活動をしているときに、ひげを蓄えたおじさんに暗くなるまでノックを打ってもらった、あのときの苦労が今の自分を支えている。こういう体験を積み重ねることが自分の生まれ育ったふるさと、郷土を思う気持ちにつながるのではないか、これがすべてとは申しませんが、その意味では、大人の方々が子供に様々な場面で多様にかかわっていただくと、このことが育ち行く子供たちに郷土への忘れがたい思い出をつくっていくことに、ある意味ではつながるのではないか、こんなふうに思います。

きょうも一般質問の中で児童虐待のことが話題になっておりましたが、親としてのあり方、親としての努め、親って何なのだろうということも深く考えさせられましたし、隣

人、知り合い、同じ町に住む者としての役割、そんなことも深く考えさせられた一日でもありましたので、杉本議員の最後の質問であります郷土愛について、私の思いを話をさせていただきました。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 今、教育長言われたことに、本当に感銘を受けるところでありますし、家庭教育のことを言われると、ほとんど家にいない私としては非常に胸が痛むわけなのですけれども、そんな中で、最後に町長に1点だけお聞きしたいと思います。

る私の思いも述べさせていただきましたし、教育長の個人的な思いもいっぱい聞かせていただきました。それを踏まえて、先ほど町長の答弁の中では、教育行政に関しては教育委員会の主管だからというせりふがちょっと私の耳に残ってしまいました。確かにそうではあるのでしょうかけれども、教育も含めて、人づくり、町づくりというのは、やはり強力なリーダーシップのもとにその町のトップがやっていくものだというふうに私は確信しております。教育長がいるから、教育委員長がいるから、私の出番はないのだというような思いでだけはおられないでいてほしいと思いますけれども、将来の子供たちに対する町長としての意気込みをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私がその教育長がいるから、教育委員長がいるからというような気持ちは毛頭ございません。ただ、先ほど申したのは、あくまでもこういった議会の場で教育の内容について論じられているときに、私の発言についてやはり制限があるということをお知らせまででございます。

現に、先ほどきょうの答弁で申し上げました合宿等につきましても、経済効果のほかに子供たちにそういったものを見せてあげたい、そういったこともいろいろ私なりに考えは持っておりますし、自分がそういった意味では先頭になって引っ張っていくつもりでございますので、御了解よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、一般質問を終わります。

---

#### ◎休会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

9月23日から9月28日までの6日間は、休日及び決算審査のため休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、9月23日から9月28日までの6日間は、休会とすることに決定いたしました。

---

◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3時56分 閉会

《平成22年9月22日》

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀

署 名 議 員 清 野 嘉 之

署 名 議 員 荒 井 範 明